

令和2年第1回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和2年3月9日（月）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

令和2年第1回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和2年3月9日（月曜日） 午前9時57分～午後3時57分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	15番	佐藤育男	副委員長	17番	児玉裕一
委員	4番	佐藤隆盛	委員	9番	本間輝男
委員	22番	佐藤清吉	委員	26番	高橋敏英

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（1人）

委員 26番 高橋敏英

説明のため出席した者

上下水道事業管理者	今野功成	建設部長	古屋利彦
建設部次長兼用地対策課長	伊藤滋泰	上下水道局次長兼経営管理課長	今久
道路河川課長	佐藤勇孝	道路河川課参事	菅原英雄
道路河川課参事	北澤真	都市管理課長	京野和明
都市管理課課長待遇	矢野良和	都市管理課参事	伊藤司
都市管理課参事	有明徹	建築住宅課長	讚岐敬司
建築住宅課参事	小野地紀子		
経営管理課参事	田畑睦子	水道課長	野中正幸
水道課課長待遇	小松春一	下水道課長	佐藤恭悦
下水道課参事	古谷和久		
神岡支所農林建設課長	岩根浩幸	西仙北支所農林建設課長	伊藤雅博
中仙支所農林建設課長	大阪文博	協和支所農林建設課長	佐川悦章
南外支所農林建設課長	佐藤和好	仙北支所農林建設課長	佐藤治彦
太田支所農林建設課長	田仲勲男		

審査議案等

- 第 1 議案第 4 7 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 4 8 号 大仙市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 9 号 大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 0 号 大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 1 号 大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 2 号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 3 号 大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 4 号 大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 0 号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 1 1 議案第 7 0 号 令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 議案第 7 1 号 令和 2 年度大仙市一般会計予算
- 第 1 3 議案第 8 7 号 令和 2 年度大仙市上水道事業会計予算
- 第 1 4 議案第 8 8 号 令和 2 年度大仙市簡易水道事業会計予算
- 第 1 5 議案第 8 9 号 令和 2 年度大仙市下水道事業会計予算
- 第 1 6 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前9時57分 開 会

○委員長（佐藤育男） 時間前ですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。

おはようございます。

本日は本会議休会中のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

今定例会で当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり、本日1日目に建設部、2日目に上下水道局の順で審査をしますので、よろしく願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） あらためまして、おはようございます。

建設水道常任委員の皆様には、会期中のお疲れのところ、常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

今冬は記録的な暖冬少雪となっておりますが、本日の観測現在での市全地域の平均累計降雪量は247センチ、除雪の一斉出動日数は8日となっております、どちらも合併後、最も低い数値となっております。また、道路舗装面の損傷につきましては、積雪が少ない分、早くから目立ってきており、現在、その補修を実施しているところではありますが、一般質問で答弁しましたように、令和2年度は道路パトロールの強化及び速やかな補修の実施に努め、利用者が安全に通行できるよう取り組んでまいります。

また、工事現場における新型コロナウイルス対策につきましては、他県におきまして、建設現場作業員の感染が判明したことに伴い、国及び県から感染予防対応の徹底及び作業従事者等が感染した場合の工事や業務の一時中止などの措置に係る通知があり、対応するよう関係職員に通知したところでございます。

さて、今次定例会では、条例案、補正予算案などのほか、令和2年度の当初予算案につきましてご審議をお願いするものであります。

令和2年度当初予算の各課の代表的な取り組みではありますが、道路河川課におきましては、災害復旧工事のため抑制しておりました道路改良や道路維持補修などの

交通インフラ整備を強化するとともに、通学路歩道整備事業などを引き続き実施するほか、橋りょうにつきましては大規模な修繕工事を行うとともに橋梁長寿命化対策修繕計画、また、除雪対策につきましては大仙市道路除雪基本計画の見直し策定などを実施いたします。

用地対策課におきましては引き続き、国土調査の実施及び未登記道路の解消に努めてまいります。

都市管理課におきましては駐車場管理運営体制の見直し及び公園施設長寿命化計画の新規策定に向け、準備を進めてまいります。

また、建築住宅課におきましては12年目となります住宅リフォーム支援事業について、子育て世帯への支援を強化するほか、計画期間の最終年度となる大仙市住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の見直し・策定を実施いたします。

さて、本日ご審議をお願いいたします案件は条例改正案5件、市道路線の認定及び廃止案件のほか、令和元年度一般会計補正予算案2件及び令和2年度一般会計当初予算案についてございます。

各案件につきましてはこの後、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、審査終了後に建築住宅課より、住宅リフォーム支援事業について報告がありますので、そちらの方もよろしくようお願いいたします。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

はじめに議案第47号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第47号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料ナンバー1、議案書の67ページから72ページをご覧ください。それと、お手元にお配りしております資料、道路-1を併せてお開き願います。

本議案は、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた道路占用料の改定を行うものであります。全国的に固定資産税評価額は上昇しており、国・県と同様に改定を行うものであります。

なお、この条例は所要の経過措置を設け、令和2年4月1日から施行するものがあります。

資料の方ですけれども、道路-1をお開き願います。

こちらの表は、現行の占用料と改正案の比較で、増減を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第47号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） いいですか、はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第48号、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） それでは議案第48号、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

こちらの議案書では73ページから74ページをお開き願います。説明の方は、こちらのA3判で右上に建住-1と記載した資料によりご説明いたしますので、次の1ページをご覧ください。

はじめに1の本条例案の改正理由についてであります。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成29

年法律第45号)による公営住宅法(昭和26年法律第193号)の一部改正により、市営住宅の明け渡しを請求する場合に徴収する金銭の額の計算に用いる利率を改める必要があり、所要の改正を行うものであります。

次に2の改正内容についてであります。

不正の行為によって市営住宅に入居した者に対し、当該市営住宅の明け渡しを請求する場合に徴収する金銭の額の計算に用いる利率を、年5分の割合から法定利率に改めるほか、引用条項の整理を行うものであります。新旧対照表では第5条第5号のところですが、「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に修正するものです。

次に2ページを、1枚めくって、お願いします。

第36条は住宅の明け渡し請求に関する規定であります。同条第3項において現行の年5分の割合から法定利率に改めるものです。この法定利率は3年ごとに見直しが行われることとなっており、施行期日の令和2年4月1日の法定利率は年3分の割合となりますが、条文を法定利率という文言に改正することで、今後、法定利率に変動があっても条例改正は不要となるものです。なお、当市におきまして不正入居の事例はございません。

以上、議案第48号、大仙市営住宅例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第49号、大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 次に議案第49号、大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書では75ページから76ページでございます。説明につきましては同じくA3判で、右上に建住-2と記載した資料がありますので、1ページをご覧ください。

はじめに、本条例案の改正理由についてであります。

都市再生住宅、これはいわゆる大花都市再生住宅といわれておりますけれども、この共同施設のうち、高齢者生活相談所及び子育て支援施設については、地域における高齢者の日常生活に関する相談業務や子育て世帯交流促進事業に供しておりますが、これらの用途に加え、就労支援事業、これは引きこもり者に対する支援事業のことです。こういったものにも活用したいことから、当該共同施設の用途を廃止する必要があり、所要の改正を行うものであります。

次に2の改正内容についてであります。2ページをお願いします。1枚めくっていただきたいと思っております。

第3条において、共同施設の名称及び位置を規定しておりますが、共同施設の表から「高齢者生活相談所」及び「子育て支援施設」を削るもので、それに伴い、前のページになりますけれども、第2条第4号において、共同施設のところなんですけれども、「高齢者生活相談所」を「児童遊園」に改めることとなるものです。

施行期日は令和2年4月1日としております。

この改正によりまして、高齢者生活相談所と子育て支援施設は本条例から削除されることとなりますが、地域における高齢者の相談業務や子育て世帯の支援事業は、これまでと同様に福祉部局において運営されることとなっており、加えて就労者支援事業も行われることとなっております。

また、これらの施設は、平成21年度に住棟部と一緒に完成しておりますけれども、建設に当たっては、国の居住環境形成施設整備事業の補助金を活用していることから、建設時の補助の目的と異なる事業、ひきこもり者に対する支援事業のことですけれども、を行う場合は、国に対して用途廃止の手続きが必要であり、今年1月20日に国土交通省東北地方整備局長に用途廃止の報告書を提出しております。もちろんのことですけれども、報告書は無事に受理されております。

以上、議案第49号、大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜

りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第50号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第51号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2件は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 説明に当たりまして若干修正する、訂正させていただきたいことがありますので、ご説明いたします。

（讃岐建築住宅課長、資料、建住－3を提示）

議案第50号ですけれども、「大仙市建築物省エネルギー」と書いてますけど、この「省」は必要なくてですね、「大仙市建築物エネルギー」というのが正しくなっております。それから次のページにつきましても、同じく「大仙市建築物省エネルギー」の「省」と書いてますけど、これ、無しが正しいです。申し訳ございません。

それでは議案第50号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第51号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書では77から78ページ。説明の方は先程と同様、このA3の建住-3と記載した資料により、ご説明をさせていただきます。次の1ページをご覧ください。

はじめに、1の本条例案の改正理由についてであります。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省令第3号）の施行により、新たな簡易の評価方法が導入され、当該評価方法を用いる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定、及び変更の認定の申請に係る手数料に関して所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。 （1）は省エネ向上計画の認定に係る手数料についてであります。この認定を受けると、容積率の特例などのメリットを受けることができます。改正内容につきましては、共同住宅等及び住宅部分を含む複合建築物の向上計画の認定申請において、当該建築物の冷暖房設備・照明設備等の一次エネルギーの消費量算出に当たり、住宅部分の共用部分を計算しない方法を用いる場合の認定及び変更の認定の申請に係る手数料は、住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積に応じた額を徴収することとするものです。

（2）は省エネ表示の認定に係る手数料についてであります。この認定を受けると、省エネ基準に適合している旨のステッカーを建築物に貼ることができます。改正内容につきましては、既存の共同住宅等及び既存の住宅部分を含む複合建築物が、エネルギー消費性能基準に適合することの認定申請において、当該建築物の冷暖房設備・照明設備等の一次エネルギー消費量算出に当たり、住宅部分の共用部分を計算しない方法を用いる場合の認定申請に係る手数料は、住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積に応じた額を徴収することとするものです。

3の施行期日は、令和2年4月1日とするものです。

ここで、恐れ入りますけど最後のページ、7ページをお開き願います。イラストを描いている一番最後のページになります。

上段には、省エネ認定手数料条例の改正概要を載せておりますが、現行は、住宅部分と廊下等の共用部分は、住戸戸数に応じて手数料を徴収することとなっており、店舗等の非住宅部分にあっては、床面積に応じて手数料を徴収することとなっております。

改正後は、住宅部分、共用部分及び非住宅部分を、床面積に応じて手数料を徴収することとするものです。また、このたびの経産省・国交省の省令が改正されたことに伴い、エネルギー消費量の算出に当たっては、住宅部分の共用部分を計算しない方法が加えられたことから、この部分の床面積を除く場合においても対応が可能

な条例に改正するものです。

恐れ入りますが、また前に戻って、1ページをお願いいたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号イは、共同住宅等の省エネ向上計画の認定手数料についての規定がありますが、住戸の総数を住宅部分の床面積に改め、共用部分の床面積を除く場合の文言を条文に加えるものです。

その下のウは、複合建築物の省エネ向上計画の認定手数料についての規定ですが、同じく、住戸の総数を住宅部分の床面積に改め、共用部分の床面積を除く場合の文言を条文に加えるものです。

次の2ページをお願いいたします。

第2号イ及びウ（ア）は、共同住宅等及び複合建築物における変更認定申請の場合の規定がありますが、改正の内容はそれぞれ同じであります。

次に第3号イは、共同住宅等の省エネ表示の認定手数料についての規定ですが、これについても同様に住戸の総数を住宅部分の床面積に改め、共用部分の床面積を除く場合の文言を条文に加えるものです。

次の3ページをお願いします。

第3号ウは、複合建築物の省エネルギー表示の認定手数料についての規定ですが、改正の内容は同じであります。

また、別表第1は、戸数を面積に改めるものです。その他所要の文言整理も併せて行うものです。

次に4ページをお願いいたします。ここからは、低炭素関係に移らせていただきます。

議案第51号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

まずはじめに、1の本条例案の改正理由についてであります。

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年国土交通省告示第109号）の一部を改正する告示の施行により、新たな簡易の評価方法が導入され、当該評価方法を用いる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料に関し、所要の改正を行うものです。

次に2の、改正内容につきましては、共同住宅等及び住宅部分を含む複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請において、当該建築物の冷暖房・照明設

備等の一次エネルギー消費量算出に当たり、住宅部分の共用部分を計算しない方法を用いる場合の認定及び変更の認定の申請に係る手数料は、住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積に応じた額を徴収することとするものです。

3の施行期日は、令和2年4月1日とするものです。

また、この低炭素建築物の認定を受けますと、住宅ローン減税などの優遇措置や容積率の特例などのメリットを受けることができます。

ここで大変恐れ入りますけれども、また最後のページのイラスト、7ページをお開き願います。

下段には、低炭素建築物認定手数料条例の改正概要を載せておりますが、現行は、住宅部分は住戸戸数に応じて手数料を徴収することとなっており、廊下等の共用部分及び店舗等の非住宅部分にあつては、床面積に応じて手数料を徴収することとなっております。

改正後は、このたびの国土交通省告示が改正されたことに伴い、エネルギー消費量の算出に当たっては、住宅部分の共用部分を計算しない方法が加えられたことから、この部分の床面積を除く場合においても対応が可能な条例に改正するものです。

恐れ入りますけれども、また4ページ、お願いいたします。4ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条第1号ウは、共同住宅等の低炭素建築物の認定手数料についての規定であります。共用部分の床面積を除く場合は、これは別表第2の共用部分の床面積を合算しない旨の文言を条文に加えるものです。

その下のエは、複合建築物の認定手数料についての規定であります。次の5ページをお開き願います。同じく、共用部分の床面積を除く場合、これは別表第2の共用部分の床面積を合算しない旨の文言を条文に加えるものです。

次の第2号ウ及びエは、共同住宅等及び複合建築物における変更認定申請の場合の規定であります。改正内容はそれぞれ同じであります。

以上、議案第50号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第51号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本2件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第60号、市道の路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長(佐藤勇孝) それでは議案第60号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

資料ナンバー1、議案書は111ページから115ページになります。また、お手元にお配りしております資料、道路-2は1ページを併せてお開き願います。

本議案は、道路法第8条第2項並びに第10条第3項の規定に基づき、市道の路線の認定及び廃止をするものです。

議案書の112ページと113ページをお開き願います。

今回、認定する路線について、路線番号と路線名、起終点と総延長及び実延長を記載しております。

114ページと115ページには、廃止する路線の一覧を記載しております。

資料の道路-2の1ページをお開き願います。

この表は、市道路線の認定及び廃止に関する地域ごとの内訳であります。認定する路線は43路線で、実延長が1万4,331.8メートル、廃止する路線は36路線で、実延長が2万1,674.5メートルです。これにより、市道の認定路線数は6,593路線、実延長は315万5,146.54メートルとなります。

資料の2ページをお願いいたします。

地域ごとに、認定と廃止の理由について記載しております。

資料の3ページ目から15ページ目までは、各地域の認定・廃止する位置図を示しております。認定する路線は赤書き、廃止する路線は青で着色しております。

それぞれの地域の異動理由でございますが、大曲地域につきましては、開発行為に伴う異動が川原町の6路線と、公共性の高い公衆用道路を市道とするための駅東22号線の1路線であります。

神岡地域は、間倉築堤整備に伴い、市道の付け替えによる廃止が1路線、認定が上新川中島1号線と上新川中島2号線の2路線であります。

西仙北地域は、新たな避難路として整備し認定する一ト鶴^{ひとつる}2号線の1路線。雄物川強首築堤により路線が分断されたことにより、廃止する路線が1路線、新たに認定する路線が杉山田2号線、杉山田7号線、杉山田8号線の3路線。公共性の高い公衆用道路を市道とするため、西仙北上野9号線と西仙北上野10号線の2路線であります。

中仙地域は、ほ場整備事業に、伴い廃止する路線が20路線で、認定する路線は神林新下川原線、上黒土神林線、上黒土下黒土1号線、上黒土9号線、上黒土10号線、下黒土5号線、金鑑12号線の7路線であります。

協和地域は、淀川河川改修事業に伴い、廃止する路線が5路線、認定する路線は中村前田表1号線、中村前田表2号線、中村前田表3号線、東線、西ノ下・館堂川原線、東2号線の6線であります。また、国道46号の線形改良により旧国道が市に移管されたことにより、牛沢2号線の1路線の認定であります。

南外地域は、県道神岡南外東由利線の下袋バイパスに伴い、廃止する路線が3路線、認定する路線は上野・落合線、悪戸野上鎌田線、落合田中線、悪戸野落合線、下袋1号線、下袋悪戸野線、下袋2号線、悪戸野13号線、上鎌田上野線の9路線であります。

太田地域は、美郷町との市町境界変更に伴い、廃止する路線は3路線で、認定する路線は三本扇谷地中3号線、杉向吉清水線の2路線であります。そして、道路改良工事に伴い起終点に変更があったことにより、廃止する路線が2路線、認定する路線が、新田2号線、田ノ尻1号線の2路線であります。

以上、議案第60号、市道の路線の認定及び廃止についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、建設部関係の予算について議題といたします。

はじめに、道路河川課所管の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、道路河川課所管分について資料ナンバー4、令和元年度補正予算〔3月補正②〕、資料ナンバー4-1、主な事業の説明書により、ご説明申し上げます。

はじめに、繰越明許費の設定についてご説明申し上げます。補正予算書の3月補正②、5ページと6ページをお願いいたします。

8款2項、道路橋りょう費 除雪機械購入費につきましては1億6,300万円を、道路維持管理費につきましては2,596万8千円を、橋りょう長寿命化対策事業費につきましては1億3,140万円を 通学路歩道整備事業費につきましては4,630万6千円を、8款4項、住宅費 岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費4,350万6千円の繰越明許費をお願いするものであります。

それぞれの繰越理由としましては、除雪機械購入費と通学路歩道整備事業費につきましては、国の補正予算の追加に伴うものであります。

道路維持管理費につきましては、協和地域の市道宮田又線ののり面補修工事について、引き続き、工事を実施するものあります。

橋りょう長寿命化につきましては、JR跨線橋で、JRとの協議に不測の期間を要したことによるものであります。

岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業費につきましては、国の事業との調整に不測の期間を要したことにより、繰り越すものであります。

次に、補正予算書の3月補正②、22ページをお開き願います。

8款2項2目10事業、道路維持費 道路維持管理費は、地方債の充当により、8,250万円の財源振替をお願いするものであります。

次に、14事業、道路維持費 除雪機械購入費は、国の補正予算の追加に伴い、1億1,001万1千円の補正をお願いするものであります。

内容につきましては資料、3月補正②、主な事業の説明書15ページと、A3判資料の道路-3の1ページをお開き願います。

購入機械につきましては、大曲地域の凍結抑制剤散布車、神岡地域のロータリ除雪車2.2メートル級、中仙地域の除雪ドーザ14トン級、仙北地域、西仙北地域、大曲地域に除雪ドーザ11トン級をそれぞれ1台ずつ、合計6台を購入することとしております。

次に、8款2項4目32事業、道路新設改良費 道路改良事業費は、地方債の充当により、1,290万円の財源振替をお願いするものであります。

8款2項6目15事業、橋りょう維持費 橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金）は、地方債の確定により、1,500万円の財源振替をお願いするものであります。

8款2項8目6事業、交通安全施設整備費 通学路歩道整備事業費は、国の補正予算の追加に伴い、3,800万円の補正をお願いするものであります。

内容につきましては資料、3月補正②、主な事業の説明書15ページと、資料、道路-3の2ページと3ページをお開き願います。

太田地域の久保関古館線につきましては、延長480メートルの路盤工事・舗装工事を行い、事業の進捗を進めて、工期完成を目指してまいります。

以上、議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんか。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、事業説明書の16ページ下段のA c tの4。これ未執行額4,580万4千円あるんだけど。この4のA c tの部分。この4,580万4千円というのは、これ言い方悪いでも、太田の分3,800万除いても、まだあるということだが。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） この未執行額につきましては、太田の分を含めて、繰り越しして工事を進めていくという予定で考えてます。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 言わんとしてることはよ、8,477万円あったことだすべ。それで年度内執行が、年度内の支出があって、未執行が4,500万だすべ。だと

すれば、どうしてもこれ、3,800万除いても未執行額が出てくるすべ。その部分はなぜかということだ。だから少なくとも俺さ言わせれば、700万くらいの未執行だすべ。未施行あるすべ。そういう意味だ。と言うのはよ、このとおり雪が少ない中で、やればやれる時期だったのかどうかも含めての確認です。言ってること分からねがや。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 中仙地域の歩道整備につきまして、県の河川工事と場所が重なりまして、施行場所を大型トラックが、県の工事のために走るということで、その歩道の拡幅工事にちょっと着手できなかったということで、遅れてしまったものによるものであります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） その部分が700万ぐらいあったということだすな。それは繰越明許部分で、春やるという解釈でいいすな。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい。

○委員（本間輝男） 間違いねえすな。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（本間輝男） いいすな。

○委員長（佐藤育男） いいすか。

○委員（本間輝男） 委員長、分かるすか。

○委員長（佐藤育男） 分かるす。俺、地元なので、分かるす。

○委員（本間輝男） 一応確認だす。いっす。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） いいすか。佐藤課長、いいですか。なんか追加の説明ってあるすか。

○道路河川課長（佐藤勇孝） すいません。お願いします。

○委員長（佐藤育男） はい、よろしくお願いします。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 先程の本間委員のご質問でしたけれども、中仙の高畑新山線と、それから南外の高野中山線もありまして、実はこの資料を作るときはまだできてなかったんですけれども、年度内に完成の予定で今、工事を進めております。

○委員（本間輝男） したら、この数字違うんへ。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 今現在の数字となると、ちょっと違います。

○委員（本間輝男） だって、年度内で完成となったら、この数字合わねえことだんへ。委員長、いっす。まず、確認だす。

- 委員長（佐藤育男） 佐藤課長、あれですか。今の質問に対しては。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） この資料を作成した時点では、まだ年度内完成が見込めなかったことから、数字を計上させていただきましたけれども、その後、雪も少なく、工事も順調に進んでいることから、完成を迎えると。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） ということは、工事は完了したでも、支払いに関してはこへてから払うという解釈だが。完了したら払うのが本来だすべ。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 完成検査後に支払いをしますのです。
- 委員（本間輝男） それはいつ。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） 年度内に検査をしますと、支払いは4月にずれ込むことも考えられます。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） だとすればよ、資料間に合わねがったかもしれねでも、そこ説明さねば駄目だ。でねばこれ、違うど、資料としては。部長、なんただ。
- 道路河川課長（佐藤勇孝） はい、古屋部長。
- 建設部長（古屋利彦） ただ今、ご指摘のとおりでありまして、現場がそういう進んでいる状況と、この資料との違いがあるということは間に合わなかったとはいえ、その部分を説明しなければいけないと思います。すいませんでした。
- 委員（本間輝男） はい、終わります。
- 委員長（佐藤育男） いいすか。はい、ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

-
- 委員長（佐藤育男） 次に用地対策課所管の説明を求めます。伊藤次長。
- 建設部次長兼用地対策課長（伊藤滋泰） 議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）の用地対策課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4の令和元年度大仙市補正予算〔3月補正②〕の6ページ、繰越明許費補正（変更）と20ページをお願いいたします。説明につきましては、事業説明書で説明させていただきます。説明資料のナンバー4-1の14ページをお願いします。

6款1項9目10事業の国土調査事業費であります。

この予算につきましては、国の補正予算に伴いまして、災害からの復旧・復興の加速化を目的とした地籍調査事業を継続して実施する太田地域の補正予算内容であります。

補正前の額が2,228万円、補正額が1,120万円、補正後の額が3,348万

円であります。財源内訳につきましては、県支出金が840万円、一般財源が280万円となっております。

事業の目的及び目標につきましては、災害からの復旧・復興の加速化を目的とした国の補正予算に伴いまして、防災事業の円滑化を進めるため、被災想定区域における地籍調査事業を実施するものであります。補正をお願いする太田地域につきましても被災想定区域である浸水想定区域に指定されていることから、その該当する箇所を実施することとしております。

これまでの実績と成果であります。平成27年度からの実施状況を載せておりますが、事業量、事業費ともにほぼ横ばい状況にありますが、災害発生時にこの事業の成果を活用することで迅速な復旧が図られることから、今後も県と協議しながら効率的に調査を進めていくこととしております。また、これまでの事業の進捗率につきましては、平成30年度末で西仙北地域につきましては81.7パーセント、協和地域につきましては86.1パーセント、太田地域につきましては75.2パーセントとなっております。

問題・課題につきましては、未実施地域（旧大曲市）及び休止地域（旧中仙町）の事業の着手について、今後の検討が必要と考えております。

今後の方向性と令和元年度事業の概要についてですが、事業概要につきましては、表にまとめておりますが、左側から事業継続中の3地域の当初配分額。次に先の12月補正でご承認いただきました西仙北・協和地域の追加配分額として、そして今回お願いいたします国の補正予算第1号分は太田地域の事業概要であります。内容につきましては、大字太田町国見、太田町斉内、太田町太田、太田町駒場の計、小字16字、筆数にしまして450筆、実施面積が0.18平方キロメートル（約18町歩）を実施することとしております。また、国の補正予算第1号分の計上に伴いまして、1,046万円から2,166万円に繰越明許費の変更をお願いするものであります。今後の方向性としましては、令和2年度から国土調査事業十箇年計画の第7次計画がスタートすることから、これまでの実績を踏まえ、計画区域、未実施区域等の見直し・検討を含め、効率的に調査を進めていくこととしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい。討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査中ですが、暫時休憩をいたします。再開は11時とします。

(午前10時49分 休 憩)

.....

(午前11時02分 再 開)

○委員長(佐藤育男) それでは、委員会を再開いたします。

はじめに一般会計の補正予算について、追加の説明を古屋部長、よろしくお願ひします。

○建設部長(古屋利彦) 先程の道路河川課の補正予算の説明に対して、ちょっとお話しさせていただきます。

本間委員からご質問のあった内容でありますけれども、事業説明書16ページの件でありますけれども、未執行、4番ですね。未執行ということで額書いておりますけれども、先程ご説明したとおりでありまして、ちょっと表現の仕方がまずいということで、この後の資料作りといたしまして、未執行の部分を繰越分というかたちで、この後、表現させていただきたいと思ひます。また、これについては15ページの除雪機械購入費の表もこのようなかたちになっておりますので、この後の資料作りのときに訂正させていただきますので、どうかよろしくお願ひします。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 訂正したものの資料というのは配付なしで、今の説明でご了解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長(佐藤育男) それでは次に議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、建設部関係の予算について議題といたします。

はじめに、道路河川課所管の説明を求めます。佐藤道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） それでは議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

説明資料は資料5、当初予算書と資料、主な事業の説明書、及び建設部主な事業の説明書 附属資料と令和2年度当初予算概要をお願いいたします。

各事業の説明をいたしますが、説明に用います主な事業説明書については、政策経費を中心に作成しており、その他の事務費や負担金、あるいは義務的経費等については、資料、令和2年度当初予算概要にその概略を記載しております。予算概要書の備考欄に、事業説明書と記載のある補助・単独及び債務負担行為分を併せまして9事業についての説明とさせていただきます。また、内容につきましても、例年と変わらない部分については、説明を割愛させていただきます、新たな取り組み箇所を重点的に説明させていただきます。

はじめに主な事業の説明書は7-2ページ、それから当初予算書は95ページをお開き願います。

8款2項2目 道路維持費、10事業・11事業・13事業 道路維持管理費（単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業）は5億2,089万7千円あります。内訳であります、単独分といたしましては2,147万1千円の増額、債務負担分としては同額であり、社会資本整備総合交付金は6,561万6千円の増額であり、合わせて8,708万7千円の増額であります。財源内訳といたしましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金6,090万1千円と、道路整備事業債1億2,750万円を、その他として法定外公共用財産使用料と地域振興基金繰入金、合わせて667万円を充当しております。

事業目的及び目標につきましては、記載のとおりであります。

これまでの実績と成果につきましては、事業説明書2に記載のとおりであります。

幹線道路については、路面性状調査に基づき、交付金事業を活用して路面修繕事業を拡大してまいります。実施路線は、4地域の5路線としております。新規路線は、大曲地域の大嶋野線、西仙北地域の松倉土川線、協和地域の半仙16号線、南外地域の坊田物渡台線、仙北地域の中仙太田仙北幹線であります。また、緊急輸送路上の道路照明灯のLED化事業として、大曲地域の4路線44基のLED化を実施し、協和地域ののり面修繕事業と定期点検・長寿命化修繕計画策定を併せて実施してまいります。

また、市単独事業の予算配分につきましては、全市的に優先順位の高い路線から工事を実施する路線選定方式に加え、工事費のほか維持修繕費や原材料費については、地域の実情を配慮した配分とし、適切な道路維持を図ってまいります。

資料の、令和2年度 当初予算（案） 建設部主な事業の説明書の附属資料をお開

き願います。

資料の1ページの令和2年度 地域・路線別等 事業内訳一覧表には、道路維持や道路改良事業など路線名や事業費などを、各地域ごとに単独・債務負担・交付金事業に分類して記載しております。この中で、茶色で表示されている部分が道路維持事業分であります。

また、この資料の2ページから9ページまでは、それぞれの地域ごとの道路維持管理事業の施工位置図を添付しておりますので、ご参照願います。凡例のとおり、赤は単独分、青は債務負担分、緑が社会資本整備総合交付金分であります。

次に、事業説明書7-3ページをお開き願います。当初予算書は96ページをお願いいたします。

2目12事業、除雪対策費は11億838万1千円で、4,176万5千円の減額であります。財源内訳としましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金1億3,333万3千円、県道除雪委託金1,906万2千円などを充当しております。

降雪状況は年々変化しておりますので、状況を検証し、これを踏まえて不足が生じた場合は、適切な対応をとることとしておりますので、ご理解の程よろしく願います。

令和2年度は、昨年度、大曲地域を含む全地域でのJV化を実施して、作業の効率化とオペレーターの技術と知識の継承を図るとともに、引き続き、道路維持との包括発注を実施してまいります。また、除雪業務委託の業者選定に当たっては、引き続き、プロポーザルによる業者選定方式を採用して、契約の透明性を確保してまいります。

次に、事業説明書は7-4ページをお願いいたします。予算書は96ページです。

2目14事業、除雪機械購入費は6,830万円で、3,149万5千円の減額であります。財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金4,553万3千円、市債として除雪機械整備事業債2,270万円を充当しております。

更新する機械については附属資料の、A3判になりますが、附属資料の10ページ。更新する機械については、附属資料の10ページに写真付きで表記しておりますので、お開き願います。

購入する機械を黄色で、更新する機械を水色で表示しています。大曲地域は凍結抑制剤散布車3トン級、西仙北地域と仙北地域には除雪ドーザ11トン級、合計3台を購入する予定としておりましたが、先程ご説明申し上げました令和元年度の補正予算、国の補正予算により、3月補正での購入が可能となったことから、今後、大曲地域の除雪ドーザ14トン級の購入を検討してまいります。

次に、事業説明書7-5ページをお開き願います。

2目60事業、消雪施設等補助金は796万円であります。

本事業は、冬期間の通行確保のため、組合等が実施する消雪施設の整備を促進し、安全・安心で快適な生活を確保することを目的に、補助要綱に基づき、事業費の一部を補助するものであります。

令和2年度の事業の概要といたしましては、これまでの実績等を参考に、消雪施設の新設を2件、消雪施設の更新を3件、揚水施設の更新を3件の申請件数を見込み、補助金を計上しております。

続きまして、事業説明書7-6ページをお願いいたします。

4目 道路新設改良費、32事業・40事業 道路改良事業費（単独分・社会資本整備総合交付金事業分）は6,041万7千円であります。内訳であります。単独分といたしましては1,552万8千円の増、社会資本分は483万7千円の増であり、合わせて2,036万5千円の増であります。財源内訳といたしましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金846万4千円を、道路整備事業債は4,760万円を充当しております。

社会資本整備総合交付金事業の概要であります。幹線道路の整備として、仙北地域の高梨堀見内線の道路改良工事を行うこととしております。事業費は1,567万5千円となります。単独事業につきましては、緊急性の高い路線に重点を置くこととしており、大曲地域は2路線の用地測量、登記嘱託業務を、神岡地域、西仙北地域2路線は消雪施設整備を行うこととしており、仙北地域は交差点改良、太田地域は改良舗装を行い、事業の促進を図ってまいります。事業費は4,474万2千円を計上しております。

先程の附属資料の11ページから15ページに位置図、各地域の位置図を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。赤が単独分で、緑が社会資本整備分であります。

次に、事業説明書7-7ページをお願いいたします。

6目 橋りょう維持費、15事業 橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）は2億円あります。財源内訳としましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金1億1,880万円と、市債として橋りょう長寿命化対策事業債7,710万円を充当しております。

事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位を決めて実施することとしており、令和2年度は、協和地域の笹台橋、西仙北地域の愛宕跨線橋の補修設計と、大曲地域の姫神橋と仙北地域の刈又橋の補修工事、並びに174橋の定期点検を実施するものです。また今後、道路メンテナンス事業補助の対象として採択することを目的に、橋梁長寿命化修繕計画を策定してまいります。また、橋りょう点検車を必要としない橋長5メートル以下の橋りょうについては、職員の技術向上を図り、

直営による点検を実施してまいりたいと考えております。

次に、事業説明書7-8ページをお願いいたします。

8目1事業・2事業、交通安全施設整備費（単独及び債務負担行為分）は4,279万4千円であります。内訳であります。単独分といたしましては14万1千円の減、債務負担分は同額であります。

交通安全施設整備費につきましては、区画線の設置とグリーンベルトの設置を債務負担行為分として実施し、通常分で区画線、転落防止柵、防犯灯、カーブミラーの設置を実施してまいります。

主な内容につきましては、下段表に記載のとおりでありますので、どうかご参照いただきたいと思います。

次に、事業説明書7-9、8目6事業、通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）は5,100万円であります。財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金3,029万4千円、市債として道路整備事業債1,970万円を充当しております。

この事業は、これまで実施してきた通学路緊急合同点検や、通学路安全パトロールの結果を踏まえ、安全・安心な通学路を確保するために通学路の整備等を行うものであります。

国の予算編成方針においても、通学路歩道整備事業は重点配分施策事業に位置付けられており、市としても、継続事業の早期完成を目指していきたいと考えております。

令和2年度は、継続して実施してきた5路線、高畑新山線、茶畑2号線、高野中山線、仙北太田線、久保関古館線の歩道整備工事について実施し、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

こちらの附属資料の16ページから19ページに、通学路歩道整備にそれぞれ施工箇所を示した位置図を添付しておりますので、どうかご参照いただきたいと思います。

次に、事業説明書ちょっと飛びますが、7-16ページをお願いいたします。

9款1項4目11事業、水害対策費は1,368万5千円を計上しております。

事業の目的は、大雨時における市内全域の内水排除機能強化と、浸水被害が危惧される地域について、非常時に市民生活の安全・安心を確保するものであります。

令和2年度の事業概要としては、大曲地域の福田大槻地下道の排水ポンプ改修と排水管改修工事を行うものであります。

附属資料の22ページ、最後のページになりますが、施工位置図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分

につきまして、事業説明書に基づき、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） 私、今最近来たばかりなんで、忘れたことも結構あります。確認の意味でちょっと質問したいんですけども、例えばこの資料に基づいて質問させていただきます。

附属資料の中の1番。この中の例えば道路維持費。これがですな、例えばですよ、この単独の分。これ見る限りでは、確かに3億9,639万7千円ですか。これが予算配分、事業配分なっています。ところがですよ、この3億9,600万のものの中でですな、この地域別の単独分拾ってみると、例えば神岡だと4.8パーセントぐらい、西仙北でもって7.1パーセント、中仙で6.9パーセントぐらい。そして協和でもって5.6パーセント、南外で4.3パーセントですか。大曲地域に限っては59.6パーセントが全くもって大曲地域です。

それからもう一つは、この2番の債務負担分。これ2,250万なんですけれども、これについてもですね、大曲地域が32.4パーセントと非常に高いと。

特に感じたのが、この社会資本整備総合交付金事業、3,500万あります。これがですよ、大曲の場合は67.1パーセントですか。

要するに単独分で60パーセントぐらい。債務負担分です、32パーセントから33パーセント。社会資本で67パーセントぐらいが、全く大曲地域になっています。そしてその逆にですね、他の地域は4パーセントか5パーセントとかと。これっていうのは、どういう配分方法でやっているのか。事業配分でやっているのか。もし、こういうことがあるのであれば、例えばこれ、大曲以外の地域にこういうこと話をしたら、どう思いますか。単独分であっても、社会資本整備総合交付金事業であってもですよ、大曲は60パーセントから70パーセント近い配分の中で、この小さいところ、旧町村単位でいくと、もう4パーセントから良くて10パーセントぐらいといったら、ちょっと異常な考えられない状況になってますけれども、これどういうかたちで、こういうことになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は道路改良事業。金がないから、新規に改良事業はまず無理だと、厳しいとそういわれています。ところがこれ見る限りでは、新規でやっているのが大曲に二つもあるんだよな。して、その中に西仙北のとか1カ所ある。3カ所の中で、3カ所しか新規事業がないものに対して、大曲だけが2カ所もあるという

こういうことが、今までまかり通っているのかなという。ちょっと私、今来たばかりでちょっと詳しく分からないんだけど、ちょっと私が間違っている場合も考えられるんですけど、ただ、これを見る限りでは、ちょっと異常な事業配分、あるいは予算配分になってるんじゃないかなと思っています。これについて、どのような考えを持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） かつて道路維持管理費の各地域の予算配分につきましては、路線延長割、それから人口割等を考慮して配分を進めてきた経緯もあります。しかしながら、各地域の要望路線について全て聞き取りをして、まとめてきた結果が今回、たまたま大曲が多いということになっております。それから後、大曲の直営舗装班については、全地域を対象とした施工を行っておりますので、その分、大曲の予算が多くなっていることになっております。

あと、道路改良について大曲が多いということをご指摘されましたけれども、これにつきましても、道路改良事業につきましては各路線ごとに評価をしていて、優先順位を定めておりますので、たまたま今回、こういうような配分になったということ考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） 確かに、なんて言うのかな、人口とかという、それは私、前にも聞いたことあるんですけど、これくらいの開き出てくるということは、これ考える余地があるんじゃないのかなと思っています。これ、前に俺、建設水道常任委員会に来たときに、それ1回話してるはずですよ。これでいくと、もう大曲だけがどんどんどんどん良くなって、もう郡部の方はただ知らないだけで、これ、こういうの全部分かっちゃったらどうなのよと。ちょっと、これはちょっと心配なところあるんで、やはり、例えば今の話聞いていると、支所の方で、各旧町村単位では要望があまりがなかったということですか。それを聞きたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 各地域の要望路線につきまして、全て新規事業につきましては現場を全て確認いたしまして、点数を付けて優先順位を決めておりますので、たまたま今回そういうかたちになったということです。あと、ご指摘のとおり大曲分がやっぱり異常にパーセンテージが高いということですので、これにつきましてはなんとか来年度から検討して、改善していきたいなと考えてます。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） 各旧町村単位で、課長方がこう全部回って歩いているという話聞いたことあるんだけど、歩いてなんか効き目あるもんですか。別にあれ、だって現場の、例えば中仙の担当の課長がよ、南外来た場合、分かるわけないでしょ

うが。例えば南外の担当の課長が、この中仙でも太田でも行った場合、言われて見て、「ああ、んだすな」なんて分かるすか。分かるわけねえすべ、そういうの。だからちょっと俺、この前から考えているんだけど、そういうことをやって、じゃあ口数の多い課長がいれば、それで決まっちゃう可能性が出てくるわけすな。そういうことねえすか。そういうのをちょっと俺、改善する必要があるんじゃないかと思っています。やはり部長でも次長でもちゃんと見に行つて、そして、現場の地域の課長であれ支所長であれ、そして打ち合わせしてやるというのが基本じゃないのかと思っています。それちょっと考えてみる必要があるのかなと思っていますけれども、部長、なんただすか、その件については。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 各支所からの要望に対しまして現場確認ということで、一緒に回っていくということ、私は今回、回りませんでしたけれども、それで来年度から、皆さんご存じのとおり機構改革ということで、神岡・南外・仙北地域は本庁の中で対応していきたいと思ひますし、西仙北・協和、それから中仙・太田、それぞれ一緒になるということでもありますので、来年度からは地元の道路等に詳しい人方と一緒に回つて、十分各地域の要望に応えたいと思ひます。実際、来年度、結果的に大曲が多くなつたということに対しましては、そういうパーセンテージ、特に今回意識したことありませんので、この後もそういう面を意識しながら対応していきたいと思ひます。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） いずれ、各地域で困っているところが結構あります。大曲に限らず。やっぱり、各地域がいろんなそういった中で、困っている地域が結構ありますので、各地域がいろんなそういった中で、困っている地域が結構ありますので、やはり、もっともっとそういうものを配慮しながらね、やっていってもらいたいなとそう思ひますので。特に2年度から特にお願いいたしたいと、そう思ひます。

それで最後にもう1点なんですけれども、南外の19号線。分かるすな。今ちょっと名称変わつていふ思うけども、これつていふのは合併前の平成12年から南外村でやっています。それで合併してすな、それ引き続き継続になつてるなずなんですけれども、これは全く今は進んでいないと。これ一般質問をやつたときの答弁書ここにあるんですけれども、例えば平成22年度の大仙市総合計画後期実施計画ですか。この見直しの段階でもすな、一般質問のその当時の市長の答弁というものが、本来であれば平成30年度までかかる予定のものが、短縮してすな、平成28年度までにでかすと、こういう答弁もらっています。ところが今実際、今、令和2年、平成32年に入っているわけなんですけれども、これ全く進んでいないと。要するにもう、例えば3,000万ぐらいあれば、そこできあがつて終わるはずす。

この地域の工事そのものについては、いろいろな今こう見て分かります、いろいろな予算配分しながら道路改良とかやってはいるんですけれども、もう3,000万ぐらいあればできるものですよ、もう今でもう20年経っています。合併してから15年です。これっていうのは、どういう考えなんですか。特に今、今回のこの予算書の中の地域別のこれ見ても、この南外19号線のあれは全く継続は出てません。これはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。「28年度まででかそう」と。「でかす」とはっきり言っている。市の方で言っていることが全く実行されていないと。これについてはちょっと、今もその地域の人方から本当に電話入ります。「あと終わったんだが」と。「なんとなってるんだ」と。で、いつも毎年こう考えられるのは、社会資本整備総合交付金事業で毎回毎回、何年度の年は「はい、300メートル」。1,800万なり3,000万、2,000万とかって付けてくるわけ。ところが最終的には国の方からハード事業の改良みんなのものが、こんなに金が来ないと。そこでチャラになってます。そういうことの状況の中ですよ、もう20年もかかっているようなこの道路を、全く今年の令和2年度も予算化できないような状況だというのは、ちょっと異常だと思うんですが、これはどう考えているんすか。部長に聞きたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 南外の19号線につきましては場所も分かっておりますし、今までの計画が中断されていることも承知しております。道路の工事の選択につきましては、いろいろ利用状況等、いろいろ勘案しながら決めておりますけれども、計画上に載っていることに対しての延びているということに対しましては、大変申し訳なく思っております。この後もう一度、地元要望がそういう強い要望があるということもありますし、現場ももう1回確認、それから道路状況を確認しながら、採択等に向けましていろいろ協議してまいりたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） まず、今もう令和2年度これからスタートするわけなんだけれども、やっぱり地域の人方というのは道路できるの待ってるわけですよ。黙っておとなしく、静かに。やっぱりそういうのはちょっと市の方でも、例えばこの継続事業見てもね、30年度から令和3年まででかすとか、継続バンバンやってるようなんだけど、それ以前のずっとずっと古い継続事業というものが全く進まないというのは、ちょっと私は「まいったな」という感じしてます。これは特に早急にですな、手を加えてやっていただきたいとそう思っておりますので。いずれ、これからちょっと私も徹底して中身ですね、これについては話を持っていきたいとそう思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。あとなにかあるがや。

○委員長（佐藤育男） それについていいですか、答弁。古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 先程も答弁しましたけれども、現地を確認しながら、利用状況を確認しながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかに。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） へば、俺ちょっととこう確認だでも、あれだすか部長、一般質問したって言うでも、これもまず放置なってるんだけど、こう引き継ぎとかの時よ、継続とかそういうもの、本来であれば、伝わっていかねば駄目なはずだおな。んで、一般質問やる時は一旦ちゃんと、それに向けて対応っていうかな、そういうことをやってるって、そういう答弁も頂いてるぎよ。今みてえによ、これさ、例えば部長のとき、今、南外の佐藤清吉さんが言ったとこさよ、そのこと分かってらったが、ねえがだぎよ、予算さ組むときに。だから、問題そこなんだんだな。なんて言うかな、言われたことこう伝わって、んで、今みてえに金がない、まず予算ねえからとかというんであれば分かるって、なんもねぐ終わっちゃうから、今みてんたそういうことなると思うんだよな。

まずそれ一つと、それからいいすか、7-8ページだすども、例えばこの交通安全施設整備費だでも、例えば区画線をまず9万メートルとか、防犯灯29灯とか、それからカーブミラー8基とかってうたってるんだけど、これは支所から、支所からも要望を聞いて来てるもんだが、頭から「こんけだよ」と決めて、あと、なんて言うかな、要望あつての8基なもんだが、それとも各支所さ1基ずつ分けたもんだが。普通であればすよ、まず各支所からこう来たものでやって、して、まず案分したと。して、こういう数字だば分かるでも、これ、なんもねく頭からこうやってやってるもんだがなと思う。それから区画線だつてんだすな、9万なんぼもあるって、どこもやるとこずっぱりあると思うんだよ。んで、支所から来てやってるもんだが、頭からこんけだつてやってるもんだが、そこら辺は、なんとしてこの数字出してきてるもんだがだ、金と。俺、仙北からも何個来てるんだが分からねえでも。

それからこの、ひとつのこの転落防止柵。これ、ガードパイプのことだすか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） これなば37メートルと言われれば、これなばどっかからちょこっところ来てるんだと、んだんでねえかなとは分かるでもよ。そこら辺がちょつとこれ、なんて言うかな、この予算組むとき、これ細けえことだでも、どういうふうにして割り振りして、この数字出したものだべかなと。支所の要望をよく聞いて、して、こんけしかねえからこうだというに、ちゃんと伝えてるか伝えてねがだごで。そこら辺、なんとなしてこれを組み、この数字出してるともんだがつてということ、ちょっと参考までに。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） まず1点目の計画等の引き継ぎにつきましては、確かに要望があって、やれない部分については我々部長、それから各担当課長、それから担当、それぞれ異動した場合は引継書を書くという、そういう決まりの下で引継書に残してやっってるわけでありましてけれども、本当に緊急的な、正直言いますと、この緊急的な内容は特に引き継ぎに残っておりますけれども、長期的なやつもずっと残っておりますけれども、なかなかそこに回っていかないという部分も確かにある場合もありますので、この後は、最近ちょっと職員間の中でもいろんなリスク関係ということで、職員間の再調整ということで、いろいろ中で調整しております。引き継ぎに関しても、きちんと漏れのないようにということで言われてますので、今後は漏れのないようにきちんと引き継ぎしたいと思います。

それから2点目の交通安全施設整備費につきましては、当初予算につきましては、各支所からの要望をまとめたものであります。今回は当初予算ということで、当然年度内、この後も当然いろんな区画線消えたり、カーブミラー必要だったり出てきますので、それはその都度、予算内で実施してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、よろしいでしょうか。

○委員（佐藤隆盛） はい、はい。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 幹線道路の照明に関して、この前、総務部長の説明の中でLED化について、これリース事業だという話があったような・・・、聞いたんだけど、事実ですか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 今回の予算に計上しておりますものについてはリースではなく、社会資本整備総合交付金で配分されるものでありますので、E S C O事業とはちょっと中身は違います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ということは、総務部長が説明したのとは事業が違うんだと言うんだけど、総務部長の説明って、へば、なんだったや。ねえば、建設部長、聞いてねがったんだ。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 現在やっている防犯灯についてはまずリースということで付いております。それで2年度のハイウェイ灯のLED化につきましては、緊急輸送路分については、今、課長が言ったとおりでありまして、実は今の44基が終われば緊急輸送路、要するに社会資本の対象はなくなって、他の一般道に付いている照明灯はまだ1,000基ぐらいありますので、それにつきましてはこの後、今の防犯灯みたいにリース等に向かってやっていきたいなあという計画は今持ってま

すけれども、総務部長がおっしゃった2年度分の予算のリースについては、ちょっと私、聞いてませんけれども。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ということは、流れとしては、一般道においてもこの照明灯に関してはリース事業でやっていきたいという意向は持っている。けれども令和2年に関しては、幹線の主要なところだけはまず見たということだすな。だとしても、これから通常の防犯灯が千なんぼもある中で、リース事業していきつていけば大変だと思うんだけど、そこら辺、予算にねえつていけばそれまでだけれども、いずれ流れとしては相当掛かるもんだすべ。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 委員おっしゃるとおりで、かなりの額を積算しておりますので、社会資本等の対象にならないとなると、どういふかたちでやっていくのかというのは今、まさに今、一生懸命、今、検討中ということでもあります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと質問を変えます。7-3の事業説明書、除雪費について。今年のような暖冬の時の受託業者の請負に関して、県もかなり憂慮しているような状況にあるんだけど、大仙市としてはこの補償に関してはどういふふうなかたちで仕上げていく気ですか。これ、道路河川課長でもいいし、部長でも結構です。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 除排雪の委託業務につきましては、大仙市の場合は固定費、それから稼働費、待機補償費という項目を設けて、各業者への補償という観点からお支払いをしているものであります。平均稼働時間を160時間に設定いたしまして、それまでに満たない部分については、固定費と稼働費と待機補償費でお支払いをするというふうなかたちで、大仙市では今年についてもお支払いをしている状況にあります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間委員） いや、口でしゃべればそのとおりだ。だけれども、百十何時間いいんだけど、今年の場合は出動回数が何回しかねがったと。だとすれば、補償費はこのぐらい払わなきゃいけないとか、あんた方つかんでるんへ。維持管理費とか、補償費とか、うんぬんあるんすべ。というのは、今年の予算としては前年対比ちょっと予算少ねえんだけど、そこら辺のきちんとした取り組みがあつて、十一億なんぼの予算を組んだというような体制でなければ駄目なわけな。んだすべ。県もかなり苦慮してるようだでも、だとすれば、11億円の除雪費を組む以上、今年のようなときはどのぐれえよ、余るのかという、財政課さ聞いても「いや、建設部ではそなたに残らねえよ」というんた言い方されているというような言い方され

た。だとすれば、去年より若干だけれども少ない中で、いずれ、除雪する方々のやっぱり体制考えると、相当数これ考えてやらないと。実は請け負った業者はいいんですよ、ある程度。実は実働に入る運転手さん方が「手間ならねえ」ということで、非常に困ってるんです。はっきり言って。だから市がどれぐらい出して、我々さほどのぐらい入ってくるかといえ、我々は「出た時間だけだ」と。「今年な3回だか4回しか出ねから、全然話になりません」という話聞いたから、あえてこの11億838万1千円の予算について、どういう対応していくっていうことで書いたのかなという意味だ。ちょっと難しいかや。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） これまでは、なんですか、路線延長の短い機械だとか、一人乗りの機械については待機補償、大曲・西仙北・南外で22台ありましたけれども、これは待機補償はゼロでした。それで今年度から見直しを行いまして、その小型機械についても今年度分から待機補償料をお支払いするというので、今、動いておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） だから私に言わせれば、除雪対策費についても、やっぱり説明の中でそういうことを言わないと、なかなか我々理解へねのよ。聞かれても答えようねえのよな。例えば市が見てるものは100だと。だども60しか出ない場合は40補償するのか、40の中のさらに80パーセント補償するのかという意味で、きちんとした指針があるんでねえ、あんた方。でねがら、この予算組まれねことだすべ。だから言葉で言えば、確かにそのとおりだ。だけれども我々聞いてえのは、市民の立場からすれば、11億の予算は業者が出ても出なくてもこれだけ掛かるとい意味だすべ。まず最低限として。流れから言えば。だけれども、出ね場合はどういう補償して、どうなのかというようなこときちんと市民さ伝わらねがったら、これ予算の意味ねえすべった。来年、大雪なるかもしれないけれどもだよ。だからこういう問題についてはやっぱりきちんとしねば、我々も市民に聞かれたとき「相当余るべひゃ」と。ところが実際は余らねという声を聞けば、どういうふうなかたちでどうやって支出行為をしてるのか。あんた方だってあれだすべ、現金の出納に関して起案して承認受けて、会計さ回すつすべ。そういう流れというのは我々市民だって、議員だって分からねえすよ。業界の方なば分かるかもしれねでも、一般の、議員だってそれ全然分からねよ。単純に考えれば、私は11億の中で2億ぐれえしか掛からねがなと思ったりするところもあるんだけど、実際は補償費がなんぼで、どのぐらいやってどうなのかというようなことは、やっぱり市民さきちんと言わねば駄目だ、これ。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） まず除雪対策費の予算の算定につきましては、毎年、過去10年間の実績の基から算出しております。それから固定費ということで機械の整備等に必ず掛かるお金、それから人に対する待機補償の算定につきましても、過去の実績に基づいて算定するという、市独自のきちんとした算定の仕方があります。それで、業者さんに対しましてはその内容は十分ご理解いただいて、契約書の中にもきちんとお支払いの条件もうたって契約しているわけでありましてけれども、やっぱり一般市民の方々に対しましてはそういうからくりと申しますか、そういうの伝わっていない状況…。

（「からくりはまずいな、それ」と呼ぶ者あり）

○建設部長（古屋利彦） からくりというよりも、変動、要するに待機補償というのは変動しますので、出れば少なくなるとかという、そういうからくりという意味なので、そういう内容については市民の方は分からないと思うので、この後、暖冬ということでこういうシーズンが続くかと思われますので、そういう仕組みについても一般市民の方に分かるように周知させたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 昼間近くなったのでそろそろやめますが、あのへ、これよ、規則とかなんかで定まってるんだが。要綱だが。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 特にそういう規則等で定まってなくて、契約書の中で、ただ業者等のやりとりで定まっているだけということになります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 要は要綱も規則もねえなかで、契約業者と相対でやってるといふことだな。だとしても…、んだな。そうだとすると、非常に一般の市民方は分からね。極端に言えばよ、こういうことだ。「こんなに天気いいしへ、穴ぼこ修理なんてよ、余っている錢こでどんどんやってくれで」と言われてるのよ。んで、部長の後ろに座る課長たち、小言がたくさん来てる、支所さ。だとすれば、やっぱりそこで残額出るんだったら、一般会計さ戻すんでねくて、支所さ割り振りするなりして、もう少し支所の課長たちが使えるような金、支所さ戻してやればいいね。なんだですか、部長。

○委員長（佐藤育夫） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） おっしゃるとおりであります。今年度は今までよりはいっぱい除雪対策費残ると思いますけれども、結果的には不用額として返すわけでありましてけれども、実際、道路状況も悪くなっておりますので、できるだけそちらの方に回したいと思っておりますけれども、来年度の予算、この道路維持管理費の中で、もし足りないものは、例えば補正等でまた増やしなうという要望を財政課の方にしたい

と思います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これ一般会計さ返せば、あと来ねど。あんた方、分かるとおりに繰越明許なば残っていくべったって、できるだけ残すって言ったって、一般会計さ戻したら、あと絶対来ねえすよ。そういう工夫が必要だべって。支所からこれ、各支所さ1千万ずつけたっていいべへ。へば8千万だべった。8千万あれば、支所の課長たち、ニヤニヤとは言わねでも、かなり助かるんだすや。そこやっぱり、市長なりと副市長なりと協議して、やっぱりそこちゃんとやらにゃあ駄目よ。市民のよ、人方ってみんな言ってるよ。「こばに天気良くて、道路案配悪い」と。「除雪費浮いたべから、支所さ銭こ寄越してければもっと良くなるよ」と言ってるんだよ。俺、市民を代表してる以上はな。そこやっぱりよ、市長協議なり、部長、あんたの器量試されるから。各支所の課長さん方と協議しながら、道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい。

○委員（本間輝男） そこちゃんと支所の意見聞いてやってみてください。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい。

○委員（本間輝男） でないと、市民の人方に大変がっかりされますので。

○委員長（佐藤育男） 答弁はいいですか。答弁は。

○委員（本間輝男） あれば。あればな。

○委員長（佐藤育男） はい。審査の途中ですが、昼食のために暫時休憩いたします。
午後1時から再開します。

（ 午前11時57分 休憩 ）

（ 午後 0時57分 再開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、道路河川課所管の案件につきまして質問、継続してしますので、ほかになにかありましたら、よろしくお願いします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これで終わりますので、おが気にしないでください。

橋りょう長寿命化事業について、前年対比2億円だけれども、今年やってるんだけど、点検に関して未実施地域もあったと思うし、これさ見れば、174カ所をやるということになってるんだけど、これ業務委託でやるのが大半ですか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） こちらに書いております定期点検の174橋について

は、1橋が委託になります。残りが直営で。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それでもまだ残るところあるすべ。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 橋りょうの点検につきましては、今年度で5年目を迎えてまして、計画では一回りしたことになりまして、2年からは二回り目の点検ということになります。2巡目といたしますか。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 2巡目であろうがなんであろうがいいんだでも、いずれこれ、工事そのものをよ、急がねばいけねえ橋っていうのはかなりあるんだけど、これに対して国の方の補助金というのは、やっぱり一律で来るような流れあると思うので、大変だなあと思っているんだけど、どうしてもこれやっぱり、市単独でやれる事業でもないの、やっぱり、かなり窮屈するんだなあと思ったりしてるんだけど、いずれ緊急性のあるものから、毎年五つぐらいずつやっていくという考え方ですか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 現在までの流れはそのような流れとなっておりますけれども、実は国の方では令和2年度から、道路メンテナンス事業の単体の補助を設けるようです。それに向けて長寿命化修繕計画を策定しないといけないので、今年度策定して、単体の補助に向かっていくという。それによって、若干橋りょう数を増やしていきたいという考え方であります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 実はこの話、実は分かって聞いたわけですが、いずれ国も本腰上げるようです。これではやっぱり大変なことになるということが国も分かっているようで、県も交えて相当研究して、やっぱり実施計画を作るようです。んで、そうだとすれば、大仙でもやっぱり優先順位きちんとつけて計画をしていただかないと、水道みたいにガタンと落ちたなんてことないようにしていただければというのが、私の思いです。終わります。

○委員長（佐藤育男） はい、答弁は。

○委員（本間輝男） 結構です。

○委員長（佐藤育男） はい、はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） この概要の3ページ。ちょっと俺、教えてもらいですがども、河川維持管理費ってあるんだども、まずこの南外の24万4千円とか、協和の300万とかと。これ、どういう意味の管理って、内容はなんとしてだもんだ。この河川は一級河川なもんだが、それとも川、どこどこの川、意味してるべかなと、ちょっ

と。どこなもんだが、ちょっと。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 河川の維持管理につきましては、市管理河川の「普通河川」を対象としております。予算の主な内容につきましては、河川のしゅんせつについて重点的に実施していきたいと考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 例えば、へば、南外とかっていえば、どこの川、なんて川ですか。南外のことあれだけでも。一級河川でねぐ、ついでに協和とか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 全て普通河川。一・二級以外。一級は国の管理河川なので、二級は県なので、それ以外の、なんて言いますか、普通河川と言うか、小河川と言いますか。

○委員（佐藤隆盛） はい。まず、へば、関連してだでもすよ、へば、川口川もずっと河川整備していつてるおな。雑木みんたの切ったりとか。丸子川のとこ一番あるども。これは市さ来てるもんだが、市さ「ここからここまでやる」て来てるもんだすか。県独自で黙ってやってるもんだが、覚えてるべかなと思って。市で。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 県管理河川については、春に「事業調整会議」という会議を開催しておりまして、県管理河川のしゅんせつについては河川名を挙げて要望をしております。

○委員（佐藤隆盛） 要望してるからへば、へば、県でそれやってるんだな。

○道路河川課長（佐藤勇孝） そうですね。

○委員（佐藤隆盛） へば、分かってることだな。

○道路河川課長（佐藤勇孝） はい。

○委員（佐藤隆盛） へばへ、あの川口川のとこ、これから、今まで終わってらの、その次どこまでいくかって、板見内の、板見内というか、あそこまで、堰堤えんていのどこまでいくかって、何メートルいくかなんて、まだそれ終わってねえすか。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 具体的な数字については頂いておりません。

○委員（佐藤隆盛） いずれこれから、打ち合わせとかある。

○道路河川課長（佐藤勇孝） んだす、はい。

○委員（佐藤隆盛） へば、河川やるときは、県で土木でやるでも、市でもどこからどこまでいくっていうことは分かるんだな。そうやってやってるんだな。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 要望しています、はい。

○委員（佐藤隆盛） 要望してるんだな。はい。

それからもう一つ。今、仙北で河川愛護で、河川の内側、草刈してるすおな。市独自だがど思うども。して、そういう反面、今度、県で例えば窪堰川なんても、ずーと切ったり、刈ったりしてるんだよ。そういうのは、県でやるべきのも、市でもみな把握してるか、してねかだ。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○道路河川課長（佐藤勇孝） 県の環境整備事業については、県から補助金が市を通して地元の方にわたることになってますので、全て環境の活動については市でも把握しております。

○委員（佐藤隆盛） なんだよな。もう一つ、それは、うちの方ではあれだおな、あれだっっていえば話あれだでも、一応、しゅんせつを、仙北の戸地谷地区ということで、人方を、しゅんせつをお願いするような話出てらっけおの、陳情とかで。それは県でねえでも、県もんだべでも、当然、市さ行かねば駄目だよとは話、この間だでもそういう話はしてあるすおな。だから、なんぼ県だったって、県のもんだって市さまず来るすべった。いきなり市からなば県さ行かねからよ。それで、県でやるものは、逆に全部市でも把握しているだすべということで今、確認したことだす。んだすな。

○委員長（佐藤育男） 確認してます。

○委員（佐藤隆盛） はい、分かりました。いいっす、いいっす、はい。

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） ちょっとごめん、先たの道路維持管理とか改良事業とか、ちょっと私、覚えてもらいたいのは、合併前であれば過疎地域というのは南外全域と西仙北・協和の一部なんだよな。ところが実際、今は合併してからは、みなし過疎地域ということで全部該当なるわけだ。ところが実際的に、本当に過疎の地域に対してどういう手当てしてるのかというのが、ちょっと見えてこない。全くみなし過疎地域ということで、どこでも使えるようになっちゃてるから、ただ実際には、本当の過疎地域の中では困っているところ、例えば西仙北であっても、立倉とかあそこら辺みな全く過疎地域だわけだ。南外は全域なんだけども、やっぱりそういった過疎の地域に対して、みなし過疎地域といいながらもよ、そういう地域に対してはもっと目を光らせて対応してもらえればなと思いますけども、これお願いです。その点を踏まえた中でですな、なんとか協力の方、努力の方ですね、特にお願いしたいとそう思ってます。だって例えばみなし過疎地域ってなれば、旧大曲市内でもなんでも使えるわけだ。過疎地域債。例えば中仙であってもどこでも使える。まあ、いわゆる太田だけが辺地債は使えるからいいんだけども、実際的に全部使われてる状況なってるんで。ただ、先たも言ったように、やっぱり過疎地域は過疎地域の中で目を光らせてやっていただければ非常に助かると思いますので、これに注

意してやっていただきたいとそう思います。以上です。

○委員長（佐藤育男） 答弁は。古屋部長、なにか。今の要望に対してありましたら。
はい、古屋部長

○建設部長（古屋利彦） 今の佐藤委員のご提案に対しまして、ご提案といいますか、
そもそもの話だと思えますけれども、内部で関係課と相談しながら実施してまいり
たいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、よろしいでしょうか。

○委員（佐藤清吉） はい。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。
.....

○委員長（佐藤育男） それでは次に、用地対策課所管の説明を求めます。伊藤次長。

○建設部次長兼用地対策課長（伊藤滋泰） 議案第71号、令和2年度大仙市一般会
計予算の用地対策課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー5の予算書87ページをお願いします。説明につきましては、事業
説明書で説明させていただきます。説明資料の7-1ページをお願いします。

6款1項9目10・11事業の国土調査事業費（補助分・単独分）であります。

この予算につきましては、地籍調査事業を継続して実施しております協和・西仙
北・太田の3地域の予算内容であります。令和2年度当初予算額が補助分300万
円、単独分360万円、合わせまして660万円。令和元年度予算額が補助分1,
540万円、単独分613万5千円で、合わせて2,153万5千円でありまして、
補助分・単独分合わせまして1,493万5千円の減であります。減の要因は、国の
補正予算対応によるものであります。財源内訳は、県支出金が225万円、一般財
源が435万円となっております。

事業の目的及び目標につきましては、国土の開発及び保全並びにその利用の高度
化に資するとともに、地籍の明確化を図ることを目的としておりまして、成果を公
共土木事業等に利活用することで権利の明確化、さらには不動産登記簿の整備を
図ることを目標としております。

これまでの実績と成果としましては、土地の境界、権利関係の明確化が図られ、
さらに災害発生時にはこの測量成果を活用することで迅速な復旧が図られます。今
年度も100件以上の成果の提供依頼がありまして、さまざまな分野に利活用され
ております。

問題・課題につきましては、未実施地域、それから休止地域の事業着手の検討と、

昨今、公共事業絡みの修正等の業務が多くっており、それが課題となっております。

今後の方向性と令和2年度事業の概要につきましては、補助分・単独分を区分して表に掲載しておりますが、補助分については西仙北、協和、太田3地域それぞれの2年目の工程であります内部作業の業務委託料でありまして、単独分については、3地域の支援システムの保守及びリース料等であります。今後の方向性としては、第7次計画に基づき、事業の実施方法等を改善しながら事業を進めることとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤育男） 次に、都市管理課所管の説明を求めます。京野都市管理課長。

○都市管理課長（京野和明） それでは議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

説明資料は資料ナンバー5、予算書と、主な事業の説明書及び令和2年度当初予算概要をお願いいたします。説明は、予算概要書5ページの備考欄に事業説明書と記載のある3事業とさせていただきます。

事業説明書7-10ページとA3横判のこの資料、都市-1、予算書は97ページとなります。事業説明書7-10ページと、資料、都市-1の1ページで説明しますので、併せてお開き願います。

まずはじめに、8款3項1目13事業、駐車場管理運営費の予算額は1,812万3千円。財源は大曲駅東駐車場使用料などを充当しております。

駐車場管理運営につきましてはこれまで、中心市街地の活性化と交流人口の拡大を図るため、JR大曲駅及び大曲南街区の駐車場整備を進めるとともに、資料、都市-1にあります大曲駅東駐車場及び大曲駅東口広場、大曲駅前及び駅東自転車駐車場、大曲ヒカリオ駐車場及び公衆トイレの4施設を一体管理するなど、効率的な管理運営に努めております。

大曲ヒカリオ駐車場と大曲駅東駐車場の利用状況は、利用台数が年々増加傾向にあり、特に大曲駅東駐車場は新幹線利用者等でニーズが高まり、駐車台数のスペースが不足してきていることから、現在、令和2年3月中の完成を目指し、駐車場を

拡張する工事を行っておるところであります。

また、大曲駅東駐車場においては、令和2年4月1日より、大仙市駐車場条例の改正による料金改定も行われることから、駐車場管理体制の見直しを行うため、令和2年度は、4施設とも市直営管理としたいと考えております。

については、それに係る費用として、需用費473万8千円、役務費39万8千円、委託料798万7千円などを計上させていただいております。

今後は、市の直営として施設の適正な維持管理に努めながら、駅東駐車場拡張後の利用実績や料金改定による影響等を踏まえまして、直営と指定管理の利点・欠点を見極めながら再検討を図っていくものとしております。

次に、事業説明書7-14ページと予算書は98ページとなります。事業説明書7-14ページでご説明いたします。

8款7項1目10事業、公園維持管理費であります。

予算額は、8地域合わせて7,339万5千円であります。その他の財源として公園使用料等533万2千円を充当しております。

公園及び緑地についてはこれまで、地域住民などの憩いの場であるとともに、環境保全、景観形成、防災などの機能も有しておることから、施設の機能保全や安全性、利便性の確保に継続して努めてきたところであります。

そのため、定期的な草刈り作業や経年劣化した遊具等の施設改修を計画的に実施するなど、幅広いニーズに対応する施設管理が必要となっております。今後は施設管理について、各施設の管理主体や手法について個別に検討し、見直しを進めることで持続可能な体制作りを進めてまいります。

令和2年度は引き続き、植物管理や遊具等の施設管理を行うことで現状維持をしながら、一方では老朽化した施設について解体を行うなど、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を行います。また、解体・改築に当たっては、効率的かつ計画的に進めるため、施設の健全度調査に基づく公園施設長寿命化計画策定を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、子育て世代からは子供が安心して遊べる公園整備を望む声があることから、各地域の拠点となる公園に複合遊具を整備、または既存複合遊具の改築を行う公園遊具整備事業を令和2年度より開始いたします。2年度は中仙地域に1基新設することとしており、今後、公園長寿命化対策支援事業の活用を検討しながら、年次計画で行うこととしております。

なお、令和2年度からは、本庁・支所機能の見直しに伴い、公園維持管理業務についても、大曲・神岡・南外・仙北地域を都市管理課、西仙北・協和地域及び中仙・太田地域を各建設水道事務所にブロック単位で集約を図り、機動性と専門性を高め、市民サービスを低下させることなく対応してまいりたいと思っております。

次に、事業説明書の7-15ページをお開き願います。予算書は99ページとなります。

8款7項4目10事業、市民ゴルフ場管理運営費であります。

予算額は4,558万9千円であります。その他の財源として、市民ゴルフ場使用料の3,904万6千円を充当しております。

事業目的は、雄物川河川緑地をゴルフ場として運営し、ゴルフを通じて市民の健康増進を図るとともに、利用者が安全かつ快適にプレーできるよう適切な施設維持管理を行うものであります。また、利用者の安定確保に努めるとともに、同ゴルフ場の管理運営を委託する株式会社大曲スポーツセンターの持続的な経営について、努力を促してまいります。

令和元年度は、4月と11月に積雪により合わせて5日、10月の台風に伴う冠水により4日、計9日間の休業がりましたが、暖冬により12月以降も状態の良い日は営業を行っておりまして、利用者数及び使用料収入につきましては、おおむね平年並みに推移しております。

事業の課題としましては、ゴルフ場の管理運営は利用者の嗜好性^{しこう}や天候などに影響されることから、利用者、特に高齢者や女性利用者のニーズ、他のゴルフ場の運営状況等も注視しながら、利用者が快適にプレーできる環境づくりに努める必要があると考えております。また、ゴルフ場が開場してから36年が経過しており、機械設備等の経年劣化が進んでいることから、計画的に機械設備等の更新を行いながら管理運営していく必要があります。

こうした課題に対応するため、令和2年度は、ゴルフ場の管理業務委託料4,094万6千円のほか、経年劣化等により支障が生じている、仮設トイレ1基と乗用ゴルフカート2台を更新したいと考えており、その購入費として414万3千円と、仮設トイレの設置費として50万円を計上させていただいております。今後も引き続き、クオリティの高いコースづくりに努めるとともに、将来的には使用料収入のみをもってゴルフ場の管理運営ができる体制づくりを目指してまいります。

以上、議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分の主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 7-14で、これあれですか、トータルで7,300万の予算になってるんだけど、業務概要、ここさ書いてるだけですか。例えば廃棄、例

えば遊具っていえばいいんだが、廃棄するものを含まれてるのかないのかと、それから中仙のと言ったっけども、350万だ。も、これさ入ってるんだっけか。遊具。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） この公園維持管理費の中には、佐藤議員申しましたとおり、公園遊具の解体とか、そういったものも当然含まれております。で、公園遊具の、中仙地域の公園遊具の整備につきましては、この公園維持管理費とは別に、公園遊具整備事業費として別途に予算化しております。

○委員（佐藤隆盛） 別途な。ちなみにちょっと、へばせ、なに、分かればいいんだがもしれねえども、なにだんべな。なにしてばあれだでも、なにを造るのか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） 今回、中仙地域に整備する遊具としましては、2台の異なる滑り台の付いた複合遊具ということで設置を予定しております。場所はドンパン広場の一角ということで考えております。

○委員（佐藤隆盛） それからもう1点、関連してだでも、姫神山のはこれさ、これも含まれてるすか。地域として姫神山、公園。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） 姫神公園につきましても遊具の修繕・撤去等、これに含まれております。

○委員（佐藤隆盛） 含まれておる。

○都市管理課長（京野和明） はい。

○委員（佐藤隆盛） そして関連だでも、滑り台、あれはどのように考えてるすか。この先。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） 現在、姫神公園の滑り台は使用禁止としておりますけれども、解体費用に相当な額が見込まれておりますので、まず現在は、まず解体を目標としておりますけれども、明確にいつというのが決まっていない状況で、今後、まず早急にやりたいとは考えております。

○委員（佐藤隆盛） はい。へば、金額なんぼぐらい掛かるかは、大体分かってるすべ。

○都市管理課長（京野和明） 正確に算定したわけではないんですけれども、2千万から3千万くらい掛かると聞いております。

○委員（佐藤隆盛） それから、2、3年前なるかと思いますが、八乙女の滑り台は、あれも、八乙女もこれさ含まれてらったすか。八乙女公園の。終わってらぎよ、終わってらでも。

○都市管理課長（京野和明） はい、そうですね、公園の遊具に関しては、基本的に全てこの公園維持管理費でやることとしております。

○委員（佐藤隆盛） 参考までに、なんぼ掛かったったすべ、思い出して。古しいことだでも。次のことも考えて。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○都市管理課長（京野和明） すいません、ちょっと今出てきませんので、後で調べて、佐藤議員の方に。

○委員（佐藤隆盛） 参考までだった。はい、いいっす、いいっす。分かりました。

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

.....

○委員長（佐藤育男） 次に、建築住宅課所管の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 引続きまして議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、建築住宅課所管分の主なものについて、ご説明いたします。

資料ナンバー5の予算書の方では97ページから98ページになっておりますけれども、説明の方は事業説明書の方でさせていただきます。

はじめに、市営住宅維持管理費についてでありますけれども、事業説明書では7-11ページをお開き願います。

予算額は3,205万5千円で、前年度と比較しまして322万8千円の減額であります。財源内訳は、その他で市営住宅使用料等を充当しております。

この事業は、市営住宅の入居者が安全・安心で快適に過ごせるよう、建物、設備等を適切に維持管理することを目的としており、市営住宅の入居率100パーセントを目標としております。

これまでの実績と成果は、事業説明書中段2のところに記載しておりますが、市営住宅の入居率はおおむね93パーセントで、ほぼ目標を達成しており、家賃収入等を確保することができております。

事業説明書の4の市営住宅の概況についてであります。大仙市全体では仙北地域を除く7地域で19団地・133棟・579戸を管理しており、入居者の日常生活に支障を来すことのないよう、適切な維持管理に努めております。

事業説明書の下段と建設部の主な事業の説明書の附属資料、建設分のこの附属資料、A3判ですけれども、この最後の方20ページ、この20ページには各地域の主な修繕内容について記載しておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。

次に、事業説明書の7-12ページをお開き願います。

住宅リフォーム支援事業費についてであります。

予算額は5,008万7千円で、前年度と同額でございます。財源内訳は一般財源となっております。

この事業は、住宅リフォーム工事を行う方に対して経済的な支援をすることにより、居住環境の向上を図るとともに、経済活性化対策として市内住宅産業の活性化を図るほか、三世帯同居の推進と子育て世帯が求める柔軟な改修の推進を展開し、子育てしやすい住環境整備を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果は、事業説明書中段2のところに記載しておりますが、この事業は平成21年度から実施しており、今年度で11年目を迎えております。この間、補助対象工事に克雪対策工事、耐震改修工事や子育て世帯改修工事を加えるなど、市民ニーズに対応して事業を進めてまいりました。

来年度の補助制度内容の変更についてご説明しますので、建設部の主な事業の説明書 附属資料の21ページをお開き願います。すいません、このA3判の21ページ。この21ページです。

まず、資料の左側に30年度、中ほどに令和元年度、右側に令和2年度の改正案を記載しておりますが、ご覧のとおり令和元年度において、子育て世帯については既に拡充がなされております。

令和2年度の改正案につきましては、これに加えて、子どもさんの数が1人であっても、三世帯同居であれば子育て世帯として扱うこととし、補助の対象工事につきましても環境対策・克雪対策・耐震化工事などに限定することなく、居住部分に係る全てのリフォーム工事を対象とし、部分的な増改築も補助対象工事として認める考えであります。

以上のように、来年度はさらなる子育て支援を強化した事業を実施してまいりたいと考えております。

また、リフォーム支援事業は市民のニーズが高く、事業継続の要望も多いことから、令和2年度におきましても今年度と同様に、予算到達による申請打ち切りは行わないこととし、年度末の3月20日までに実績報告書をいただけるものについては、全て補助申請を受け付けます。

次に、最後になりますけれども、7-13ページをお願いします。

地域住宅整備事業費についてであります。

予算額は726万円で、前年度と比較しまして277万6千円の減額であります。財源内訳は、国庫支出金326万7千円、一般財源は399万3千円となっております。

地域住宅整備事業は、公営住宅を計画的に整備または改善し、長寿命化による更

新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的としております。これまでは、この事業費は良質な住宅ストックを維持するための工事などのハード事業に充てておりましたが、現行の大仙市公営住宅等長寿命化計画が策定から10年が経過し終了することから、来年度は、第2期の大仙市公営住宅等長寿命化計画の策定経費として計上するものです。

計画策定に当たっては、高度な分析、判定及び計算等が必要なことから、専門業者に委託して策定するものです。なお、委託業務の内容は事業説明書4に記載しておりますが、1の公営住宅等の現状分析、2の長寿命化に関する基本方針とストックの推計、3の長寿命化計画の対象と事業手法の選定、4の点検・計画修繕・改善・建替え事業の方針、5の長寿命化のための事業実施予定一覧の作成、6のライフサイクルコストとその縮減効果の算出、7の団地カルテの作成などを予定しております。

以上、議案第71号、令和2年度大仙市一般会予算のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、お聞きしますが、今言われた令和3年以降10年計画の第2期長寿命化計画に関して、業務委託726万、これはオーケーです。おおよそこの10年間で公営の住宅、億単位でどのぐらい掛かるとみてらるか、おおよそで。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 今後の。

○委員（本間輝男） うん、10年間で。50億ぐれえみてらるか。

○委員長（佐藤育男） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 公営住宅長寿命化計画には、まず、単に壊してしまうもの、それから建て替えるもの、それから手を加えて長寿命化にするものなどを、これから専門家に委託して、これまでのもう10年と大分状況が変わってますので、もう1回計画を立て直してですね、それで初めて、ではどのくらい掛かるのかというのがこれから分かってくるということでございまして、いまのところ数字はつかまえてございません。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれ分かりました。んで、今、若い方々、低金利の中で、若い人が住宅を建てて、親元を離れて暮らすという時代の背景ができてきまして、やはり市営の住宅というのは、果たしていつまでどのぐらいあればいいのかという議

論はこれからしていかなきゃいけないと思いますので、いずれこれ大事な政策要素なので、ひとつきちんとしたかたちで、コンサルの段階で委託料を出す以上、出た段階においては議会にきちんと説明していただいて、提示していただくことを求めたいと思います。

もう一つ。予算書97ページの市営住宅維持管理費について、太田地域が685万5千円という突出した維持管理費が出てるんだけど、これは住宅の軒数も多い中で、他の地域に比べても突出してるんだけど、太田そのものの予算書見ると維持管理費としては200万いかない数字が出ている中で、この97ページの下段の市営住宅維持管理費、これは何と何入っててこんなに出てきたのかちょっと説明を求めます。97ページの一番再下段です。97ページだど。の一番下の右側。んで、事業予算としては太田地域では170万か180万ぐれえしかいってねえ中で、この予算だけが突出してるので、何が入ってるのかを聞きたいです。

○委員長（佐藤育男） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 建設部の附属資料の、この20ページですけれども、まず太田地域の北部の市営住宅ですけれども、屋根塗装修繕36万2千円、それから石油給湯器の更新修繕、これが34万1千円ですね。それから太田地域の南部、床下修繕A-15.16、シロアリが発生しておりまして、その消毒だとか、腐ったところ取り替えるとかそういったものを。と、ここに記載したようなものでございますけれども。

○委員（本間輝男） それ全部足しても、680万ならねえのよ。何か入ってるべ、これ。ここさ支所ごとにぶってるってことは、何かあるからの680万だすべ。

○建築住宅課長（讃岐敬司） はい、そういうことです。

○委員（本間輝男） いや、俺の聞き方悪いかもしれねえ。

○建築住宅課長（讃岐敬司） いや、ただこれ、この予算の、そちらの資料にはここまで細かいのちょっと載ってないんですけれども、例えば市営住宅火災保険だとかですね、水質検査、それから浄化槽の検査手数料、スズメバチ駆除手数料、受水槽保守点検など様々な委託料と検査手数料などを含めると、それぐらいのお金になるということです。

○委員（本間輝男） 685万5千円になると。

○建築住宅課長（讃岐敬司） はい、ちょっと内訳、ちょっとそこまで、それさ載って…。

○委員（本間輝男） いや、いいんだいいんだ。いいんだけど、この20ページのこれを見ると、これが大半なのかという解釈するのよな。はっきり言ってな。んで、これのおおよそ5倍ぐらいの数字がここさバチンと出てくるから、いや、額として極端だなあという思いだったっす。別に掛かってるやつ駄目だとかでねくて。だか

ら神岡支所とか西仙北とかに比べれば、極端に多く感じたからです。というのは、今までそれに手を掛けねできたから、今回一気にやろうとしてる意味なのかなと私なりの思いだった。でなければ、太田だけが突出するわけねんで。

○委員長（佐藤育男） はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 太田の市営住宅は木造住宅なので、塗装だとかいろんな面でやっぱり弱りが。まあ、南外も木造の住宅ありますけれども、比較的時間も経過しておりますし、維持修繕にはお金がやっぱり掛かっておりますとともに、ちょっとシロアリがちょっと出てしまったことで、特にちょっと目立ったような額になってきているということでございます。戸数も多いです、太田は。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれよ、この説明書の20ページ。これ大曲地域もなんだな。これでいけば300万も掛からねえようなやつが、この97ページの予算でいけば1,659万8千円出てるんだよ。んで、これ維持管理費というのはそういうもの全て含むとすれば、ここの説明に何らかのやっぱり工夫が必要だ。これでいけば誤解される、と俺は思う。委員長、なんただすか。んだって、実際んだど。部長、なんただすか。これでいけば、この説明書とここ合わねえ、多分。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 今後、工夫して表現したいと思います。

○委員長（佐藤育男） よろしいですか。

○委員（本間輝男） まず、いいす。重箱の隅っこつつくようなことはしませんけれども、できれば、実際的にはこういう修繕とか何々とか何々のほかに、こういうものがほかに何百万とかというなかたちで数字で出ないと、我々なかなか理解できない。私の頭が悪いのかどうか知らないけれども、どうかひとつ、そこら辺を工夫して、もう1回これを来年度出す場合は、そこら辺をキッチリと捉えながら出していただければ、非常に理解しやすいと思いますので、委員長から。終わります。

○委員長（佐藤育男） はい、分かりました。そのように資料作成工夫して、何とかよろしく願います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい、異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、建設部の方の審査は終了します。

リフォーム事業のアンケートについて説明、よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後2時13分 再開)

○委員長(佐藤育男) それでは、建設水道常任委員会を再開いたします。

本来であれば明日の予定でしたが、今回、上下水道局の審査をすることになりました。当局の皆さんには、本当に大変ご迷惑をかけます。どうかよろしく申し上げます。

○委員長(佐藤育男) 審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者(今野功成) 委員の皆様には、日頃から上下水道局の各事務事業に対しましてご指導、ご助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会審査におきましては条例案3件と、補正予算案1件、当初予算案3件の審査をお願いいたしております。

条例案に関しましては、簡易水道事業の給水区域拡張に伴う給水区域等の見直し、及び農業集落排水施設を流域下水道に接続することに伴う計画処理区域面積等の見直し、並びに水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新手数料の規定、並びに定額制による下水道等利用世帯について、順次従量制に移行するための所要の改正をお願いしております。

また、補正予算案につきましては、事業費の確定などに伴う減額補正、債務負担行為の変更等の補正をお願いしております。

当初予算案につきましては引き続き、安全・安心な水道水を安定してお届けするための費用や、汚水の処理に関わる費用についてお願いいたしております。

どうか、以上の7件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

願いを申し上げます。

なお、この場をお借りしまして、先月25日に発生しました大曲地域上水道の断水及び濁り水の発生について、ご報告させていただきたいと思っております。

お手元に資料をお配りさせていただきましたので、資料に基づき、ご報告させていただきます。

はじめに1番の事件の概要であります。2月25日、午後11時頃、丸子川に架かる昭代橋に添架されている水道管が破損し、大曲地域と仙北地域の一部、約8,600戸で断水が発生いたしました。

断水が発生した場所は、資料2枚目の大曲上水道給水区域系統図の赤く着色している範囲であります。このエリアは玉川浄水場から給水しておりますので、今回の断水・濁り水の影響を受けております。なお、青く着色している範囲は、宇津台浄水場からの給水エリアであり、今回は断水等の影響は特にはなかったものと考えております。

破損した水道管は昭和52年に布設されたもので、43年が経過しております。今回、特につり金具が腐食したことが事故の原因と捉えております。現地におきましては、漏水箇所バルブ操作により漏水を止めることができましたので、午前2時15分から迂回^{うかい}するルートを活用して、玉川浄水場からの送水を再開しております。

次に2番の給水の状況ですが、2月26日の送水の開始により、濁り水の発生を見込み、午前4時30分から給水車6台を市役所南庁舎、藤木公民館、角間川公民館及び仙北支所に配置し、対応をしております。朝の時間帯は特に濁り水の発生はありませんでしたが、水の需要が増加する夕方、特に入浴の時間からは水需要が急増したことから、配水管に付着したさびが剥がれ、濁り水が発生いたしました。26日は145人の市民が給水に来ていただくなど、市民の皆様大変ご不便をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

なお、仙北地域につきましては26日のご利用がなく、また、濁り水も確認できなかったことから、27日以降は給水車の配置を停止しております。

また、3月5日からは、破損した水道管の復旧工事を終え、通水を再開したことから、一部で濁り水が発生したため、給水車を利用された方々増えたものであります。

次に3番の復旧状況であります。2月26日、午前8時から破損した水道管の撤去作業を実施、翌27日からは足場の設置や資材搬入等を行い、4日には水道管

の設置作業を終えております。

5日、午前2時から通水を開始、5日以降は保温材や配管カバーを設置し、11日には復旧作業を終えることとしております。

水道管破損から復旧までの1週間、市民の皆様には大変なご不便をおかけしました。あらためて深くおわびを申し上げます。

また、市議会の皆様には、断水や濁り水に関する市民からの問い合わせに対する対応や、市の水道事業に対する市民からのご批判などに関し、大変ご迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。

以上でございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは、審査に入ります。

はじめに議案第52号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今久） 議案第52号、大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の81ページから85ページ、それからお手元にお配りしておりますA3判の方の資料、上下-1と右上に上下-1と書かれた資料をご覧願います。1ページ目をお開き願います。

はじめに、第5条の議会の同意を要する賠償責任の免除に関する改正は、地方自治法の改正に伴う引用条項ずれを整理するもので、第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものであります。

次にA3判資料、新旧対照表の2ページから4ページをお願いいたします。

本改正は、水道事業及び下水道事業における経営規模の見直しを行うものであります。

はじめに、別表第1の水道事業の経営規模の改正であります。神岡地域の神宮寺地区簡易水道事業の給水区域に、北檜岡地区及び西仙北地域の大野地区を統合し、併せて大曲地域の松倉地区を追加することに伴い、給水人口及び給水量について見直しを行うもので、給水人口については、改正前の「3,462人」を「3,890人」に、1日最大給水量については、改正前の「1,387立方メートル」を「1,

630立方メートル」に改めるものであります。

A3判資料は4ページをお願いいたします。

南外地区簡易水道事業については、大曲地域の内小友中山地区に給水区域を拡張することに伴う見直しで、給水人口については、改正前の「4,080人」を「2,888人」に、1日最大給水量については、改正前の「1,809立方メートル」を「1,195立方メートル」に改めるものであります。

次に別表第2の改正は、公共下水道事業の規模を見直すもので、計画処理区域面積については、改正前の「976.2ヘクタール」を「946.6ヘクタール」に、計画処理人口については、改正前の「2万4,540人」を「2万4,190人」に、1日最大処理水量については、改正前の「1万1,723立方メートル」を「1万1,450立方メートル」に改めるものであります。

A3判の新旧対照表は5ページをお願いいたします。

特定環境保全公共下水道事業については、施設の統廃合により、神岡地域の神岡東部地区並びに仙北地域の薬師、払田及び福田地区の農業集落排水を流域下水道に接続することに伴い、規模の見直しを行うもので、計画処理区域面積については、改正前の「646.8ヘクタール」を「795.2ヘクタール」に、計画処理人口については、改正前の「1万350人」を「1万2,180人」に、1日最大処理水量については、改正前の「4,976立方メートル」を「5,883立方メートル」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第52号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第53号、大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今久) 議案第53号、大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は86ページと87ページ、A3判の新旧対照表につきましては6ページをご覧ください。

本案は、水道法の改正に伴い、給水装置工事を適正に行うための資質保持や実態との乖離^{かいり}を防止するため、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されたことから、更新に係る手数料を新たに規定するとともに、水道法施行令の改正に伴う引用条項ずれの整理を行うものであります。

議案書は87ページ、新旧対照表は7ページをお願いいたします。

第36条の手数料に関わる改正内容は、指定の更新に係る手数料を1件につき1万5千円とするものであり、第1号の次に第2号を加えるものであります。

新旧対照表は8ページ、お願いいたします

第39条の改正は、水道法施行令の改正に伴う引用条項ずれを整理するもので、第39条中「第5条」を「第6条」に改めるものであります。

以上、改正の施行期日は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第53号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第54号、大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今久) 議案第54号、大仙市下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は88ページから91ページ、A3判の新旧対照表は9ページから18ページになります。

下水道、農業集落排水施設及び戸別浄化槽については、平成31年の条例改正により、利用人数に応じて定額の使用料を徴収する定額制を廃止し、令和元年度から5年間の経過措置期間を経て、使用水量に応じて使用料を決定する従量制に移行することとしております。

令和元年度においては、市の水道水のみを利用する世帯について、7月より従量制に移行したところでありますが、本案は令和2年度以降において、市の水道水以外の組合水道や井戸水を利用している世帯を従量制に移行するため、必要となるメーターの設置などに係る規定を整備するもので、下水道条例、農業集落排水施設の利用に関する条例、及び戸別浄化槽の整備に関する条例の3条例を改正するものであります。

議案書は89ページ、新旧対照表は10ページをお願いいたします。

はじめに、第1条は下水道条例の改正についてであります。

第15条の改正内容の1点目は、汚水排除量の算定方法を改めるもので、市の水道水以外の水を排除する場合に、メーターの設置を義務付けるものであります。

これまで市の水道水以外の水を使用している世帯については、使用者の使用の態様を勘案して管理者が水量を認定することとしておりましたが、定額制から従量制への移行に当たり、利用者間の公平性並びに制度の透明性を図るため、市の水道水と同様にメーター設置により、使用水量を決定することとしたものであります。

改正内容の2点目は、前項の規定によりメーター設置が困難な世帯に対し、管理

者がメーターを設置することができるとしたもので、併せて管理者が設置したメーターについては、使用料を徴収することとしたものであります。

次に、新旧対照表は11ページをお願いいたします。

改正内容の3点目は、第6項を追加し、メーターの設置及び管理について整備するものであります。

市の水道水以外の水を使用している世帯のうち、計量法に基づく水道メーターを設置し、水道料金の算定を行っている水道組合のメーターについては、市が貸与する水道メーターと同等のメーターとして認定できるようにしたもので、加えて、これまで給水条例を準用することとしていたメーターの設置・管理について新たに規定するものであります。

次に、新たに追加した15条の2、滞納処分に関する事務の委任等についてであります。本案は、地方税の滞納処分の例により処分することができる下水道使用料等について、滞納処分に係る事務の委任及びその手続きについて整備するものであります。

次に、議案書は90ページと91ページ、お願いいたします

第2条、大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例、及び第3条、大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の改正については、新たに追加した第15条の2を除いて、第1条の下水道条例の改正と同様の改正でありますので、説明は割愛させていただきます。

最後に議案書は91ページ、新旧対照表は12ページをお願いいたします。

施行期日並びに経過措置についてであります。

本条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行するものであります。また、定額制世帯のメーターの設置に係る使用料の経過措置についてであります。従量制の適用につきましては、メーターを設置した翌月より検針を開始し、翌々月の検針により確定した使用水量から適用することといたします。

以上、議案第54号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第70号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長(今久) 議案第70号、令和元年度大仙市簡易水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書は85ページ、それからA3判の資料でございますけれども、簡水-1という、右上に簡水-1と書かれたものをご準備ください。

今回の補正予算は、秋田県が実施する河川改修事業の進捗に合わせ、事業費を減額するもの、並びに集中監視システム統合整備事業において事業内容が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、第2条、収益的収入の補正であります。

収益的収入は、第3条の損益勘定及び4条の資本勘定にそれぞれ繰り入れしている一般会計からの繰入金の配分割合を変更するもので、営業外収益は他会計からの補助金7,300万円の補正をお願いし、補正後の簡易水道事業収益を13億4,891万1千円とするものであります。なお、同額を資本的収入の出資金により減額しておりますので、繰入総額4億3,300万円に変更はございません。

次に、補正予算書は86ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出の補正であります。はじめに資本的収入の企業債は、集中監視システム統合整備事業において事業内容が確定したことから、4,210万円の減額補正をお願いし、補正後の額を3億8,190万円とするものであります。

次に補償金については、秋田県が実施する檜岡川築堤護岸工事の進捗に遅れが生じ、

市が実施を予定していた配水管の布設替工事に着手できなくなったため、事業費を減額するもので、県からの補償金として予定していた5,007万1千円の減額補正をお願いし、補正後の額を4,571万4千円とするものであります。

なお、これらの減額事業費については、精査の上、新年度当初予算に再度計上いたしております。

この他、先程ご説明いたしました一般会計からの繰入金の配分割合の変更により、出資金7,300万円の減額補正をお願いし、補正後の資本的収入を6億4,761万4千円とするものであります。

また、資本的支出は、集中監視システム統合整備事業費の全額と配水管布設替工事費の未着手分を合わせて1億266万9千円の減額補正をお願いし、補正後の資本的支出を9億8,817万9千円とするものであります。

これらの補正に伴い、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,056万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,040万4千円、当年度分損益勘定留保資金3億1,016万1千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

次に、補正予算書は87ページをお願いいたします。

第4条、債務負担行為の補正であります。

先程、資本的収支において減額をお願いした集中監視システム統合整備事業については、9月定例会において、事業期間は令和5年度までの4年間、限度額を1億2,310万円とする債務負担行為のご承認をいただいておりますが、公募型プロポーザル方式により事業者を選定した結果、大幅に事業費及び工期の縮減が図られております。

この事業者との契約により、今年度は現地調査等の準備業務を行い、令和2年度から3年度の2カ年でシステム更新を実施することとしたため、期間を令和3年度までの2年間とし、併せて限度額を1億945万1千円とする減額補正をお願いするものであります。

なお以前、事務調査においてご指摘のありました契約時の瑕疵担保についてであります。A3判資料の1ページの左側をご覧ください。

契約書の写しを添付してございます。赤線の部分になりますが、瑕疵の修補については、引き渡し後2年間としており、重大な過失の場合はさらに10年としております。

また、ページの右側には、プロポーザルの結果を公表したホームページのコピー

で付けてありますので、ご参照願います。

以上、議案第70号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第87号、令和2年度大仙市上水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今久） 議案第87号、令和元年度大仙市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

説明に用いる資料であります。既にお配りしております資料ナンバー5、令和2年度当初予算書と、それから主な事業の説明書に加えまして、本日お配りしておりますA3判の資料、右上に上水-1と書かれたものをご準備願います。

はじめに、私から上水道事業会計の概要についてご説明をさせていただきますが、時間の都合上、収益的収入及び支出については、できるだけ説明を割愛させていただきます。新たな取り組みなど前年度との変更点に絞って説明をさせていただきます。なお、主な事業の説明につきましては事業担当課長がご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは当初予算書は397ページ、A3判資料は1ページをお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比184戸増の1万5、

0 1 6 戸、年間総配水量は対前年度比 2 万 3, 6 4 1 立法メートル増の 4 0 3 万 2, 0 6 3 立法メートル、1 日平均配水量は対前年度比 9 5 立方メートル増の 1 万 1, 0 4 7 立方メートルを予定しております。

次に第 3 条、収益的収入及び支出であります。A 3 判資料、上水道事業会計当初予算概要の左側の方をご覧ください。

収入の上水道事業収益は、対前年比 2, 0 9 8 万 3 千円減の 8 億 9, 3 3 9 万 8 千円を見込んでおります。内訳といたしまして、収入の 9 割を占める水道料金は、対前年比 1, 3 0 8 万円増の 8 億 1, 2 3 1 万円であります。また、営業外収益は、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などを見込んでおりますが、消費税につきましては、宇津台浄水場更新事業が完了し、仮払い消費税が大幅に減額となることから還付はなく、その結果、営業外収益は、対前年比 3, 9 0 1 万 7 千円減の 6, 0 0 0 万 5 千円を予定しているものであります。

支出の上水道事業費用については、対前年比 1 億 2, 6 8 6 万 9 千円増の 8 億 1, 5 5 3 万 2 千円を見込んでおります。増額の主な理由であります。宇津台浄水場の完成に伴い資産が増加したため、営業費用の減価償却費が 8, 7 5 2 万 5 千円の増額となったこと、また、これまで還付されていた消費税及び地方消費税が納付に転じたことにより、営業外費用の雑支出が 4, 6 8 7 万 6 千円の増となったことによるものであります。

次に第 4 条、資本的収入及び支出であります。当初予算書は 3 9 8 ページ、A 3 判資料につきましては右側をご覧ください。

資本的収入は、対前年比 8 億 5, 0 7 5 万 8 千円減の 1, 1 4 1 万 6 千円を見込んでおります。減額の主な理由は、宇津台浄水場更新事業の完了に伴う企業債の減額、^{なながしら}七頭地区の水道未普及地域解消事業の完了に伴う国庫補助金の減額などでありま

す。資本的支出は、対前年比 1 6 億 5, 1 8 8 万円減の 2 億 2, 4 5 5 万 2 千円を見込んでおります。主な内訳として、建設改良費は配水管工事のほか、営業設備費として給水車の購入などありますが、詳細はこの後、水道課長が事業説明書に従い、ご説明申し上げます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1, 3 1 3 万 6 千円につきましては、A 3 判資料の中程に内部留保資金が記載されておりますが、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第 5 条以下につきましては説明を割愛させていただきまして、引き続き、主な事

業について水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

それでは次に事業内容について、当局の説明を求めます。野中水道課長。

○水道課長（野中正幸） 私の方から来年度の上水道事業の概要について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております主な事業の説明書、こちらのA4判の資料でございます。こちらの1ページと、A3判の資料、上水-1の3ページ、お開きください。

配水施設拡張改良事業につきましては、前年度比3,151万1千円増の5,010万7千円を計上しております。財源は県からの補償金480万7千円、残りは全額自己資金でございます。

A3判資料の3ページをご覧ください。

各工事箇所の詳細でございます。

左上の図面1につきましては、大曲あけぼの町等の配水管改良工事、総延長1,140メートルを計画しております。具体的な場所は大曲花園病院周辺で、昭和47年に布設され、既に耐用年数の40年を経過しております。給水管工事の対象は50世帯を見込んでおります。

左下の図面2は、藤木字丙一本木地内の配水管改良工事でございます。延長60メートルでございますが、近年、漏水事故が多発しておることから実施するものでございます。

次に右上の図面3でございます。角間川町大中島地内配水管布設工事でございます。地元の要望により、組合簡易水道から上水道に切り替えるもので、対象世帯は4件、延長82メートルの配水管布設工事を計画しております。

その下の図面4は、福部内川に架かります中良野橋添架管の実施設計業務委託でございます。こちらは、県工事による橋の架け替えが予定されているところから、水道管移設のための実施設計を委託するものでございます。

続きまして新規事業、災害時応急給水対策事業について、ご説明いたします。

事業説明書2ページ、A3版の資料の4ページをお開きください。

新規事業となります。事業費2,564万3千円、財源は全額自己資金でございます。

地震や水害、並びに先日発生いたしましたような水道管の破損事故等により発生した断水の影響を、最小限にとどめることは水道事業者の責務であり、速やかに給水活動を開始できるよう、このたび最大3千リットルの水を積み込める加圧式給水

車1台と、給水拠点に配置し、1千リットルの水を給水できる設置型組立式給水タンク4基を購入するものでございます。これによりまして、最小限の職員配置で効率的に給水活動を実施できることに加え、他市町村への給水応援にも対応が可能になるものでございます。

A3判資料の4ページに、参考となるカタログの写しを提示しております。

給水車は3千リットルの水を積載できるオートマチック車で、加圧式ポンプと寒冷地に対応した凍結防止ヒーターなどを備えた仕様を想定してございます。

設置型組立式給水タンクはアルミ製とし、写真にございますように軽ワゴン車にも積載可能なものを想定してございます。この給水タンクを各給水拠点に配置し、水の必要な方が各自蛇口をひねって給水していただくことを想定してございます。

以上、議案第87号、当初予算案についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今、11-3までいったけがや。いかねな。

（「まだ、いかないです」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） へば、いいっす。次だっす。

○委員長（佐藤育男） いいすか。

○委員（本間輝男） すいません。

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第88号、令和2年度大仙市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今久） 当初予算書は431ページ、A3判の資料につきましては簡水-2と書かれたものをご準備ください。1ページ目をお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比18戸増の9,083戸、年間総配水量は対前年度比31万9,657立法メートル増の274万7,523立法メートル、1日平均配水量は対前年度比875立方メートル増の7,527立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料、簡易水道事業会計当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の簡易水道事業収益は、対前年比509万9千円増の12億8,101万円を見込んでおります。主な内訳であります。収入の約半分を占める水道料金については、対前年比1,368万円増の6億69万5千円であります。また、営業外収益については、一般会計からの繰入補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。なお、一般会計からの補助金につきましては5,800万円の増となっております。これは配分割合の見直しによるもので、資本的収入に繰り入れる出資金は4,300万円を減額しております。この二つを合わせた繰入額の合計は、A3判資料の中段の右側の方に記載してありますとおり、合わせて1,500万円増の4億4,800万円であります。

次に支出の簡易水道事業費用は、対前年比6,848万2千円減の11億7,782万2千円を見込んでおります。営業費用は取水施設、浄水施設、配水施設などの維持管理費用のほか、簡易水道事業全般に係る費用を見込んでおります。主な減額要因は、現金の支出を伴わない減価償却費の減によるものであります。また、営業外費用は支払利息が主な費用でありまして、そのほか消費税及び地方消費税の減額に伴う雑支出の減により、合わせて2,175万6千円の減額を見込んでおります。

次に第4条、資本的収入及び支出であります。当初予算書は432ページ、A3判資料につきましては右側をご覧ください。

資本的収入は、対前年比5,160万4千円増の8億6,438万9千円を見込んでおります。主な内訳であります。企業債及び一般会計からの出資金のほか、先

程、補正予算の際に減額させていただいた秋田県からの移転補償金を再計上しております。また、新たに着手する松倉地区と、内小友中山地区の水道未普及地域解消事業に係る国庫補助金を見込んでおります。

次に資本的支出については、対前年比1億4,248万3千円増の12億3,333万1千円を見込んでおります。主な増額要因であります。建設改良費は、松倉地区と内小友中山地区の事業着手によるものであります。また、企業債償還金については、平成28年度に事業が完了した協和中央地区及び仙北中央地区の元金の償還が始まったことによるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,894万2千円につきましては、A3判資料の中程に内部留保資金が記載されておりますが、当年度分損益勘定留保資金、並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

第5条以下につきましては説明を割愛させていただき、引き続き、主な事業については水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に事業内容について、当局の説明を求めます。野中水道課長。

○水道課長（野中正幸） 引き続きまして、簡易水道事業の主な事業について、ご説明申し上げます。

事業説明書3ページと、A3判の資料、こちらは2ページをお開きください。

はじめに、神宮寺地区簡易水道事業について、ご説明申し上げます。

事業費は、前年度比1億6,711万2千円増の2億527万1千円でございます。財源は、国庫支出金2,150万7千円、市債1億8,290万円、その他となっております。

神宮寺地区簡易水道事業は、隣接の北檜岡地区、西仙北大野地区簡易水道と統合し、大曲松倉地区へ給水拡大を行うため、平成30年度に認可変更申請、令和元年度に実施設計業務委託と第3水源のさく井を行ってございます。

来年度は引き続き、松倉地区への配水管布設、取水施設の築造、急速ろ過設備の増設工事を計画しており、事業の完成は令和5年度を予定しております。

A3判の資料には、位置図を載せております。赤で示したものが来年度以降の事業を予定している箇所でございます。また、令和2年度、真ん中ほどにありますけれども、令和2年度施工箇所ということで、松倉地区への配水管の布設についてはこの340メートルとなっております。

次に事業説明書4ページ、A3判の資料は、次の3ページをお開きください。

協和南部地区簡易水道事業は、前年度比1億4,005万2千円減の7,318万3千円の事業費で、財源は市債7,310万円、残りは自己資金でございます。

協和南部地区簡水は、水道施設、配水管の老朽化による漏水事故等が多発したことから、平成29年度から年次計画により、配水管の布設替えを行ってまいりました。来年度は、A3判資料の位置図に赤で示している半仙二工区、西窪工区の配水管布設替工事を実施いたします。事業の完成は令和4年度を予定してございます。

次に事業説明書5ページ、A3判の資料、次の4ページをお開きください。

南外地区簡易水道事業は、新規事業でございます。

事業費1億4千万円、財源は国庫支出金5,393万6千円、市債8,440万円、その他でございます。

内小友の中山・中山中央・深山の小規模水道が、水質悪化・水量不足が顕著となったため、地元の要望により、隣接の南外地区簡易水道から給水を拡張するものがあります。

来年度は実施設計、測量・地質調査業務委託並びに配水管布設工事、延長2,038メートルを布設する計画でございます。給水戸数は46戸と見込んでおります。事業の完成は、令和4年度を予定してございます。

具体的な位置図につきましては、図面の方をご参照いただきたいと思います。

次に事業説明書の6ページ、A3判の資料5ページをお開きください。

淀川の河川改修工事に伴います配水管布設替事業（協和地域）は、前年度比5,029万2千円増の6,323万9千円の事業費で、財源は市債3,920万円、県の補償金が2,399万1千円、残りは自己資金でございます。

淀川に架かかります川原橋並びに馬場橋の架け替えに伴う布設替えを実施いたします。

位置図については、以上のとおりでございます。

続きまして事業説明書7ページと、次のA3判の資料6ページをお開きください。

こちらは檜岡川の河川改修工事に伴います送配水管布設替事業（南外地域）でございます。前年度比2,109万1千円減の6,451万1千円で、財源は、県の補償金5,045万5千円、残りは自己資金でございます。

小出工区配水管、延長95.5メートル、揚土工区送配水管、延長813.2メートルの布設替工事を実施でございます。

次に事業説明書8ページ、A3判の資料7ページをお開きください。

集中監視システム統合整備事業は事業費、前年度比787万円増の5千万円で、財源は全額市債としております。

今年度、公募型プロポーザルにより業者選定をし、簡易水道施設の集中監視システムを更新する事業でございます。事業期間は元年度から3年度までの3年間を予定しております。来年度は5千万円の事業費を計画し、実行いたします。

A3判資料の位置図でございますが、細かい図面で大変申し訳ございませんが、線を引いているところにつきましては、既に更新済みのところでございますので、それ以外の南外、仙北、中仙、西仙北、協和の一部を更新いたします。

次に、事業説明書の9ページでございます。

統合型管路台帳システム構築事業は、新規事業でございます。

事業費は1,760万円で、財源は全額自己資金でございます。

水道法の改正により、水道施設台帳の整備が義務付けられたことに伴い、現在、台帳システム未整備の簡易水道事業について、水道施設台帳及び給水施設台帳等の資料を収集し、令和4年9月末まで管路台帳システムを構築するものでございます。その後、現地調査を実施し、システムの精度を高め、令和7年度までに完了する予定でございます。

以上、議案第88号、簡易水道事業会計の当初予算案について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今次長にちょっとお聞きします。上水道会計の事業に関しては、大仙市で唯一安定的に経営内容がいい、割合がいいわけですが、この簡水について、減価償却費の部分から内部留保資金を引きずり出してきて、内部補填、補填財源にしているわけなんだけれども、基本的にいえば一般財源からの基準内の繰入というのは2億ぐらいで、基準外がおよそ2億5千万ぐらいの流れだとおもうんだけれども、企業会計にした中で、簡水もやっぱり利益として1億300万の利益をだすようなかたちを取らなければいけないのかどうか、これ確認の意味でちょっと聞きます。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 本間委員のご質問でございますけれども

も、この3条の方の左側の収益的収入・支出、1ページの表になりますが、これで一般会計補助金1億9,800万、それから4条の方、資本的収入の一般会計出資金2億5千万。で、これ合計額が先程ご説明いたしました真ん中ら辺に書いてある4億4,800万円でございますが、これは全て基準内の繰入でございます。ちなみに基準額は4億9,200万ほどでありまして、まだ基準の範囲内、4,400万ぐらい余裕があるということでもあります。3条と4条とにこう二つに分けて繰り入れしてるわけでありましてけれども、この分けている理由というのが、一つは消費税の効果を最大限に取りたいということと、それから基準内を満額取りたい。このバランスを取って、3条と4条にそれぞれに繰り入れしている状況であります。利益につきまして1億ほど、まあ1億300万円ほどの利益が出ているということでもありますけれども、この表で見ますと、利益の部分というのはほとんど長期前受金戻入益で、この部分が利益として出てまして、実際は現金を伴わない利益であります。実際の現金はそうすれば幾らかということ、ざっとまず80万ぐらいの現金が、最終的には残るという予算ですので、決して一般会計からの多く繰り入れして利益を出してるということではございませんので、その辺、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） あによ、次長、減価償却そのものというのは、これ形に見えないような、言い方悪いけどもだ、これ、んだら減価償却費、今、現金で持ってきてますというなものではねえと思うんだよな。はっきり言ってな。んで、この減価償却費の管理というのは、誰がどのようなかたちで管理してる。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 減価償却費につきましては、固定資産台帳を29年度に、この簡易水道事業会計を導入したときに、固定資産台帳を整備しておりますので、毎年、新しく建設したものはそれに加え、あと年度年度で管理しております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いや、そこまでいいんだ、なあ。例えば上下水道局で今次長が、私が責任持って管理しているのか、会計管理者に渡しているのか、そういう管理の仕方しているのか、そこら辺を確認してえ。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 企業会計につきましては、全て上下水道事業管理者の下、経営管理課で管理しております。

- 委員（本間輝男） だから、どういう管理しているって。んだから、台帳だけでやっているのか。
- 上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 基本的には台帳はシステムの中に入っていますので、システムで管理しております。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 我々な、減価償却っていえば、言い方悪いでも、7億円もあるというので、すごい金額だし、これがあるからまずまずやっていけるというようなことなんだけどもだ、実際は形に現れない金なのよな。はっきり言えば。んで、これ別にあなた方がいろんなことしてるとか、悪いとかという意味じゃねえよ。企業会計のこういうやつというのは、必ずここに問題があるんだすよ。んで、ここのがやっぱり膨らんでくると、非常に経営として危なくなるんだや。はっきり言えば。この部分が本当にうまくいかないと、減ってこないと、ここが膨らみすぎると、この資本的収支不足のところで大変なこと起きるんだすよ。俺よりあなたの方がプロはずだ。そこら辺のことについては何と思うすか、流れ的には。
- 委員長（佐藤育男） はい、今次長。
- 上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 公営企業会計ですので、減価償却費、長期前受それぞれ出ておりますけれども、実際は予算を編成するに当たっては、現金を伴わないものは一旦除いて、一般会計と同じように入ってくるもの、出ていくもの、全て帳尻が合うようなかたちで予算をキッチリ立てておりますので、そこについては大丈夫でございます。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） じゃあ、最後。あんた方はそう言うはずだ、執行側だから、当然そう言わねばいけねえし。ただ、利益が1億あるなんていうことは、現金として1億ではないと。はっきり言えば、現金としては80万ぐらいしかないというのが現実だな。
- 上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） はい。
- 委員（本間輝男） 一般会計から4億5千万ぐらい入れても、そのぐらい苦しい経営だということをはっきりと、あなた方としては認識してるということだな。
- 上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） はい。
- 委員（本間輝男） 分かりました。終わります。
- 委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛） ちょっと教えてもらいてですども、上水も今の簡易水道も戸数

が増えていると。それは、新しく家建てた人方だもんだべか。それと比例しているということですか。俺、戸数なんぼなんぼだがちょっと分からなかったでも、だって、後のときは減るということはねえよな。

と、もう一つ。途中で、この増えたと聞くんだけれども、途中でやめた人どってなんぼぐれえってことになって、それも、だってあと、そういうふうにして捉えてらご。俺ちょっと、増えたというのは分かる。だから増えたってのは、おそらく新築で増えたんだらうなあと思ったんだけれども、この数字の中さ、やめた人も何人か、何人ぐれえよ、おったもんだべかなということ、参考までに。どういう状態だが。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 上水道につきましては駅東地区に、最近やっぱり住宅が多く建ってますので、幸町付近の新築が主な要因で戸数が増えてございます。簡易水道事業につきましてはほとんどの地区が減っているわけですが、仙北中央が29年から供用開始して、まだ若干増えてますので、そういった関係で簡水も若干まだ増えている状況ですけども、いずれビジョンの中でも人口推計等を行っていますが、いずれ必ず減っていくということははっきりしてますので、今年度の戸数としてはギリギリ簡水も若干の増があるわけですけども、いずれ来年度以降につきましては減っていくものというふうに考えております。

○委員長（佐藤育男） よろしいですか。

○委員（佐藤隆盛） いいっす。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございせんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後になります。佐藤委員長の居た前で聞くのはちょっと大変ですが、簡水の神宮寺・南外等で布設工事よりも、実施設計業務委託とか測量業務委託が非常に高いというのが私の率直の意見ですが、これは業界として、前の社長さんやっている委員長には大変不調法ですが、聞きにくいわけですが、我々から見れば、単純に考えれば、実施設計よりも業務委託が半分、実施委託設計が半分ぐらい見れるというのは、これは簡水の常識ですか。ちょっとお聞きします。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 実施設計につきましては全体分、全て今年度行ってます。それで工事につきましては今年度やるぶんだけ計上してますので、比率は非常に高くなってますけども、次年度以降の実設計もこの令和2年度分に入ってますので、その関係で非常に比率的に見ると高くなってるように見えますけども、そういったことであります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 別に小言を言うわけでねえでも、ならば何年から何年までの実施設計というふうに書くのが本来だ。でねえと、俺みてってやつなば、こういうふうに聞き間違えますので、これ何年から何年までの実施計画、5年間のっていうふうな書き込みしていただければ大変ありがたいと思っています。そういうことがやっぱり親切心で大変いいと思いますので、どうか私のような者でも分かるようお願いします。以上であります。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですが、休憩ため、10分間休憩をいたします。

（ 午後3時22分 休 憩 ）

（ 午後3時31分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第89号、令和2年度大仙市下水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 議案第89号、令和2年度大仙市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書は465ページ、それから本日お配りしておりますA3判資料は、下水-1と書かれたものをご準備願います。

はじめに業務の予定量であります、接続戸数は対前年度比606戸増の1万4、

239戸、年間総処理水量は対前年度比15万152立法メートル減の443万8,907立法メートル、1日平均処理水量は対前年度比411立方メートル減の1万2,161立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料の下水道事業会計当初予算概要、左側の方をご覧ください。

収入の下水道事業収益は、対前年比2,990万4千円減の34億9,789万3千円を見込んでおります。主な内訳であります。営業収益の下水道使用料は、対前年比1,264万2千円増の6億6,834万9千円であります。収入増の主な理由は水道事業と同様に、消費税の増税に伴うものであります。また、営業外収益は、一般会計からの繰入補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。なお、一般会計補助金につきましては、基準外繰入分が減少となっており、資本的収入に繰り入れる出資金を合わせた繰入額の合計は、中段の右側の方に記載してございますけれども、658万6千円減の20億7,681万3千円であります。

支出の下水道事業費用は、対前年比6,855万8千円減の28億6,940万1千円を見込んでおります。内訳といたしましては、営業費用は^{かんきよ}管渠や処理場などの維持管理費用のほか、下水道事業全般に係る費用、流域下水道負担金及び減価償却費などあります。また、営業外費用は支払利息が主な費用であり、平成の初めに借り入れした高利率の償還が終了し、徐々に減少傾向にあります。

次に第4条、資本的収入及び支出であります。当初予算書は466ページ、A3判の資料につきましては、右側の方をご覧ください。

資本的収入は、対前年比5,906万7千円増の16億863万6千円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、企業債、一般会計からの出資金、国庫補助金などのほか、簡易水道事業と同様に、河川改修に伴う県からの移転補償金加わっております。

資本的支出は、対前年比8,506万8千円増の25億1,898万6千円を見込んでおります。主な内訳であります。建設改良費は大曲地域の公共下水道事業に係る管渠工事、神岡及び仙北地域の農業集落排水施設を流域下水道に接続するための管渠工事などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億1,035万円については、A3判資料の中程に内部留保資金が記載されておりますが、当年度分損益勘定留保資金、並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

第5条以下につきましては説明を割愛させていただき、引き続き、主な事業について下水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に事業内容について、当局の説明を求めます。佐藤下水道課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） それでは事業内容について、ご説明申し上げます。

主な事業の説明書は11-10ページをお開きください。

下水道事業 建設改良費（公共及び特定環境保公共下水道）であります。

事業費は、前年度比2,527万7千円減の3億3,137万2千円となっております。

A3判の資料、下水-1は2ページをお開き願います。

公共下水道整備工事の大曲地域の位置図であります。

管路工事は赤く着色された箇所、延長350.2メートル、事業費4千万円を計上しております。管路整備は、令和2年度をもちまして整備完了となります。ほかに公共ます設置工事費2千万円と、管路修正実施設計費50万円を計上しております。

資料の方は3ページをお開きください。

ストックマネジメントによる管渠改築工事です。

佐野町、朝日町及び若竹町地内に、昭和48年にコミュニティプラントとして整備された下水道であります。管のタルミ・破損・ズレなどが生じてきており、令和2年度及び令和3年度で開削による布設替え改築を行うものであります。

赤く着色された箇所が令和2年度分で、延長218.7メートル、工事費2,600万円を計上しております。青く着色された箇所が令和3年度分であります。ほかに管路施設の点検調査費として300万円を計上しております。

資料の方は4ページをお開き願います。

大仙市内の下水道位置図であります。

農業集落排水処理施設の流域接続で、4.神岡東部、18.薬師、20.払田及び19.福田の農業集落排水を流域へ接続いたします。

資料は5ページをお開き願います。

神岡東部地区農業集落排水施設の流域への接続であります。令和2年度及び令和3年度で計画しております。令和2年度は赤色で着色された箇所、延長1,000メートル、工事費6千万円を計上しております。令和3年度は青色で着色された箇所であります。

続きまして、資料は6ページをお開き願います。

薬師地区農業集落排水施設の流域への接続であります。延長587メートル、工事費6千万円を計上しております。

資料は続きまして7ページをお開き願います。

払田地区農業集落排水施設の流域への接続であります。延長が189メートル、工事費5,500万円を計上しております。

資料は8ページをお開き願います。

福田地区農業集落排水施設の流域への接続であります。延長314メートル、工事費5,500万円を計上しております。

続きまして、資料は9ページをお開き願います。

下水道施設の改良工事であります。

南外特定環境保全公共下水道の管路に小型マンホールを新たに設置するもので、工事費78万1千円を計上しております。

場所は、国道105号線の南外地内金屋交差点より本荘側へ70メートル付近の、ヘアサロン半田さんへの本管取出し部に設置するもので、本管より支管での取出しでありましたが、これまで数回の詰まりが発生していたので、その解消を図るものです。

資料はございませんが、ほかに下水道施設更新工事として、西仙北、協和及び仙北地域において、マンホールポンプ、監視装置の更新工事として、工事費1,109万1千円を計上しております。

続きまして、主な事業の説明書は11-11ページになります。

下水道建設改良費（農業集落排水）であります。

事業費は、5,070万5千円増の9,835万8千円となっております。

資料の方は10ページをお開き願います。

下水道施設改良更新工事の、仙北払田処理区のマンホール内防食等改良工事であります。

更新マンホールは5基で、工事費854万7千円を計上しております。

資料はございませんが、ほかに大曲角間川処理区の水^{かくはん}中攪拌装置の更新工事、西仙北上野・川里両処理区の高圧気中開閉器、キュービクル内高圧機器の更新工事、中仙中荒井処理区の汚泥引抜きポンプの更新工事、協和水沢処理区の監視装置の更新工事、仙北払田処理区のマンホールポンプ3カ所の更新工事を行う工事費781万1千円を計上しております。

資料は11ページをお開き願います。

淀川河川改修関連事業管渠敷設替工事の位置図であります。

橋りょう添架管の敷設替工事で、川原橋・川口橋の2橋で工事費6,200万円を計上しております。

資料は12ページから15ページになります。

機能強化事業の機能診断・事業計画策定業務委託であります。

農業集落処理区同士の統合や改築更新に向け、機能診断をして、事業計画を策定する事業であります。

いずれの地区も機能診断が300万円、事業計画書作成が200万円であります。

資料12ページは、大曲の中田宮林処理区を大曲西部処理区に統合するものであります。

続きまして、資料13ページは、協和の稲沢処理区を水沢処理区に統合するものであります。

続きまして、資料14ページ、太田の大町処理区を横沢処理区に統合するものであります。

資料は15ページ、西仙北の川里処理区の改築更新をするものであります。

続きまして、事業説明書は11-12、下水道事業 建設改良費（流域下水道建設費負担金）であります。

継続費でありまして、これにつきましては昨年度より416万1千円増の2,320万6千円であります。

内容については前年度と同じですので、割愛させていただきます。

続きまして、事業説明書の11-13、新規事業であります下水道事業 建設改良費（秋田県県南地区広域汚泥資源化事業建設費負担金）であります。

県が事業主体で行う、県南地域を1単位とした汚泥処理の建設費負担金であります。令和2年度は、発注支援業務委託費及び測量、地質調査費として374万7千円を計上しております。

続きまして、事業説明書は11-14ページであります。

こちらも継続事業でありまして、下水道接続促進事業であります。

事業費は、363万円減の300万円です。

昨年度は、下水道接続率向上対策事業委託費が計上してありましたが、今年度は、下水道接続促進事業費補助金のみとなっておりますので、300万円であります。

続きまして、事業説明書は11-15ページ、下水道使用料従量制移行事業であ

ります。

こちらの方も資料ございません。

これは、定額制使用料を従量制使用料に移行するものであり、令和元年度には、市の水道水のみを使用している世帯1,140世帯を従量制に切り替えております。

令和2年度からは組合営水道、井戸水などの世帯を対象に従量制へと移行を進めるものでありますが、これらの移行にはメーターの設置が必要となり、場合によっては5万円以上の経費が必要となる場合もあります。市ではこれら経費の軽減を図り、従量制移行を推進させるため、補助金を交付することといたしました。内容としましては、自費によりメーターを設置した場合、上限2万円の補助をするというものであります。令和2年度は550世帯、1,100万円を計上しております。また、自費によりメーター設置のできない世帯については、市でメーターを設置し、それに係る工事費用は、メーター使用料として毎月の下水使用料と一緒に回収することといたしました。市で施工する工事費として1世帯、税込5万5千円として150世帯、825万円を計上しております。

以上、事業内容についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 先程来聞いてまいりましたが、この会計が一番悪いなあと思っておりますが、要は収入が6億6千万しかなく、一般会計から20億入れて、企業債と、そういうようもので賄うってというような流れだけれども、あまり詳しいこと申し上げません。企業債、今、7億9,400万を見てるんだけど、今、企業債というのはどのぐらいある。300億ぐらいあるか。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 約250億あります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それでだ、元金償還金、これ、これから減ってくるのか、増えていくのか、それとも横ばいなのか、確認します。

○委員長（佐藤育男） はい、今次長。

○上下水道局次長兼経営管理課長（今 久） 元金償還金のピークが、元金が令和2

年度、来年度がピークであります。令和3年度以降は減っていく予定であります。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） どっちにしても、この会計というのは企業債がなければ絶対やっていけないというのは、もう確定的なもんです。だから元金償還金どうのこうのというけれども、やっぱり非常に難儀していることを、本当に私自身考えてますので、どうかひとつきちんと見ていただいて、住民のためにやっていただくしかない。理屈は申し上げませんので、どうかお願いします。

もう一つ。仙北地域の公共下水が、つなぐ案件ですが、できれば私どもの仙北地域では冬期間の工事ではなくて、通学路なりいろんな所に交通の支障があるところが非常に多いもんだから、できれば夏場にやっていただきたいという意見が非常によびあります。冬期間、もしかすれば下水事業というのは冬期間になるのが非常に多いものでしたけれども、どうかひとつ、これ起債の関係もあると思いますが、できたら雪降る前に工事が終わるようなかたちで仕上げていただくことをできないものかということをお願い申し上げたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤課長。

○下水道課長（佐藤恭悦） 下水道の管路工事につきましては、現在のところ大仙市内等におきましては11月いっぱいには終了するようにやっております。発注の時期とかそういうことで若干の冬期間にかかるようなことはあるかとは思いますが、できる限り夏場に完了するようにしたいと思います。よろしくご協力お願いいたします。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私の方の薬師地区なんては、通学路にバチンと当たりますので、どうかひとつ、そこら辺は配慮していただくことをお願いします。終わります。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。

お手元に配付しております案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。

ありがとうございました。

午後 3 時 5 7 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成2年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐藤 育 男